第3期基山町地域福祉計画 第3期基山町地域福祉活動計画 (令和5年度~令和9年度)

令和5年3月

基山町·基山町社会福祉協議会

はじめに

近年少子高齢化や人口減少が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり社会情勢の変化や生活様式の変化により、地域コミュニティの希薄化、子育てに対する不安、ひきこもりなどによる社会からの孤立、生活困窮など地域生活課題が複合化・複雑化しています。

これに伴い、対応する福祉ニーズも多様化・複雑化しており、 これまでの福祉制度や公的なサービスだけでは対応が困難になってきている状況にあります。



こうした課題に対応するためには公的支援とともに、町民の皆さまが身近な地域で健康 増進を図れる公民館等での介護予防事業や、多世代交流センター憩の家での多世代食 堂、サークル活動等に参加していただくことで、地域や社会とつながりながらお互いに配慮 し、支え合うことが重要だと考えております。

また、基山町においても、令和3年4月には、プラチナ社会政策室を設置し、特に一人暮らしの高齢者対応に力を入れはじめたところです。

本計画では、地域住民や地域の多様な主体が、知恵と力を出し合い、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向け、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第3期基山町地域福祉計画・第3期基山町地域福祉活動計画」を町社会福祉協議会と一体的に策定いたしました。

現在の基山町の状況を踏まえ、地域における課題に対する各種支援や、これまで以上に町民の皆さま、関係団体などと連携を図り、本町の地域福祉をより推進するために力を尽くしてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました基山町地域 福祉計画策定委員の皆さま、アンケート調査やワークショップにご協力いただきました町民 の皆さまをはじめ、関係団体などの皆さまに、心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

基山町長·基山町社会福祉協議会会長 松田 一也

目 次

第13	章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2章	章 地域を取り巻く基山町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	社会動態の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	支援が必要な人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
5	アンケート調査結果からみる基山町の課題・・・・・・・・	24
6	ワークショップからの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
7	前回計画の実施状況評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
第3章	章 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	重層的支援体制整備に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第4章	章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本目標1 心つながるふれあいのまちづくり・・・・・・・	
基	本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり・・・	82
	本目標3 安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・	
基	本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり・・・	94
	章 地域福祉活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	基山町地域福祉活動計画の基本理念・体系・・・・・・・・	
	具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	基本目標1 心つながるふれあいのまちづくり・・・・・・	
	基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり・	
-	基本目標3 安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・・・	111
-	基本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり・	114

第6章	章 基山町再犯防止推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・119
2	計画の位置づけ等・・・・・・・119
3	再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・・・・・・・119
4	計画の期間・・・・・・・・・・・119
5	犯罪情勢等について・・・・・・・ 120
6	現状と課題・・・・・・・・・・ 120
7	取組の方向性・・・・・・・・・・121
第7章	- PIH-+1E/C
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
2	計画の点検・評価・推進体制・・・・・・・・・・・・・・・ 126
資料網	扁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	基山町地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・ 129
2	社会福祉法人基山町社会福祉協議会
	地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・ 130
3	基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会員名簿・・・・・・ 131
4	基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過・・・・・・・・ 131

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り 巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポンー億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成 29 年度に策定した「第2期基山町地域福祉計画・第2期基山町地域福祉活動計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期基山町地域福祉計画・第2期基山町地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第3期基山町地域福祉計画・第3期基山町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取組を進めています。

基山町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第3期基山町地域福祉計画・第3期基山町地域福祉活動計画」は、基山町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会	りの実現に向けた国の主な動向	
平成 28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実 現本部の設置	・地域住民が「我が事」として主体的に地域 づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題 を公的な福祉サービスへつなげるため の包括的な(「丸ごと」)支援体制の整備 を進める
平成 29年	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成 30 年4月施行)	・市町村地域福祉計画策定が努力義務化・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 (令和3年4月施行)	・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相 互に尊重し合いながら参加し、地域共生 社会の実現を目指す必要があることを 明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を 一体的に実施する「重層的支援体制整備 事業」の創設等
令和 3年 3年	「地域共生社会の実現に向けた地 域福祉の推進について」の改正	・「社会福祉法に基づく市町村における包 括的な支援体制の整備に関する指針」の 改正

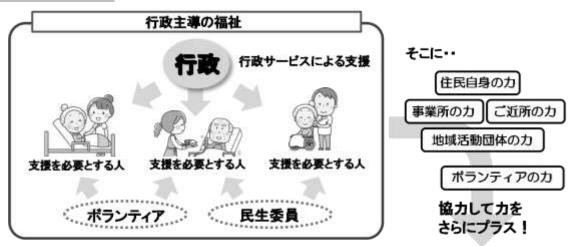
2 地域福祉とは

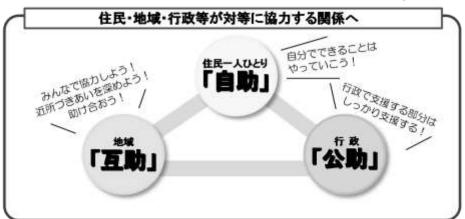
地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことをいいます。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方





自助とは・・・・個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分でする)

共助・互助とは・・地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは・・・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス 提供(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

3 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(1)地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉 推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な生活課題を明らかにし、その解決に向け た取組を示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋 (令和3年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその 世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要 介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及 び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福 祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が 確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決 に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図 るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第 107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

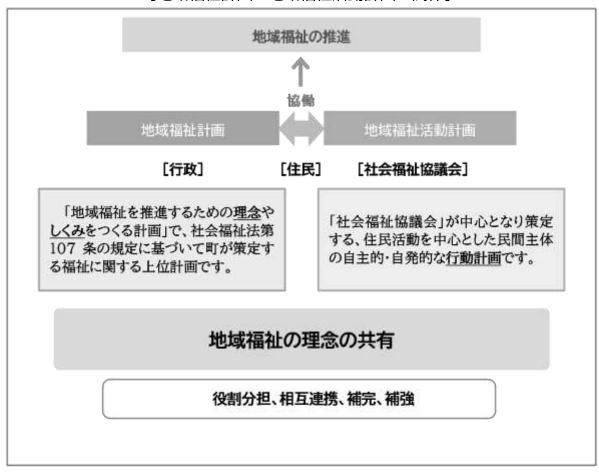
地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

(3)地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、町が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

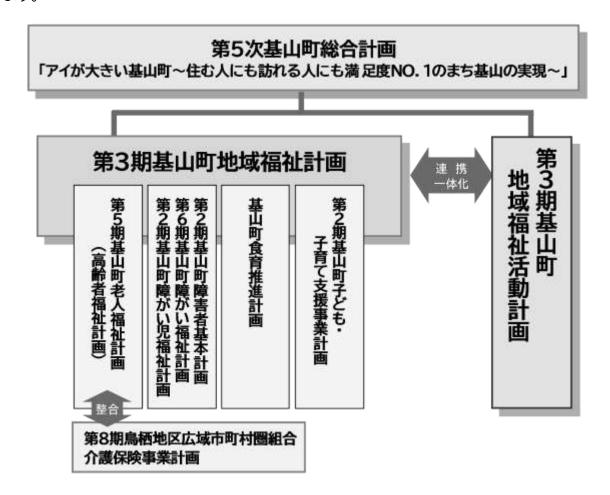


(4)他の計画との関係

第3期基山町地域福祉計画は、第5次基山町総合計画を上位計画とし、各分野の福祉計画(第5期老人福祉計画、第2期障害者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、食育推進計画、第2期子ども・子育て支援事業計画)が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」 や、県が策定する「佐賀県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。

また、本計画の一部に、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(5)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30 年度	~	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	~	令和 14 年度
第2期		計画期間									
第3期			見直し			計画期間					
第4期								見直し		計画期間	

5 計画の策定体制

(1)基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、教育、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し協議を行いました。

(2)アンケート調査の実施

基山町に居住する方を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	基山町在住の 20 歳以上の町民 2,000 人(年齢階層などによる抽出調査)
調査方法	郵便による調査票配布・回収
調査期間	令和4年9月27日~令和4年10月12日

(3)町民ワークショップの実施

より多くの町民に計画策定に参加してもらい、地域の課題や解決策を協議していただくととも に、「地域福祉」を理解してもらうきっかけづくりの場として、ワークショップを実施し、地域や福祉 等に関する現状や課題などを協議、発表していただき、計画策定の基礎資料としました。

【町民ワークショップの実施】

開催日時	場所
令和4年10月30日(日曜日)10:00~12:00	基山町福祉交流館
令和4年11月 6日(日曜日) 10:00~12:00	基山町福祉交流館

(4)パブリックコメントの実施

基山町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和5年3月3日から令和5年3月17日まで意見の募集を実施しました。

(5)国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

第2章 地域を取り巻く基山町の現状

第2章 地域を取り巻く基山町の現状

1 人口の状況

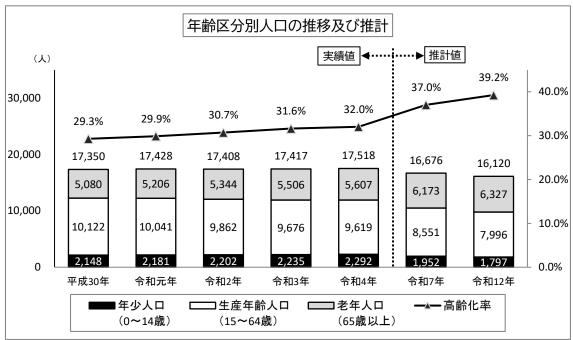
(1)人口の推移

基山町の人口は、平成30年の 17,350 人から令和4年の 17,518 人と年ごとの増減はある ものの若干増加しています。

年齢区分人口では、生産年齢人口は減少傾向、年少人口は若干の増加傾向で推移しており、老年人口は大きく増加していることから、少子高齢化が進行しています。

また、高齢化率も年々増加傾向で推移し、令和4年には 32.0%(前期高齢者 17.2%、後期高齢者 14.8%)となっています。

推計人口に関しても、老年人口の大幅な増加が見込まれており、少子高齢化の進行が推計されています。

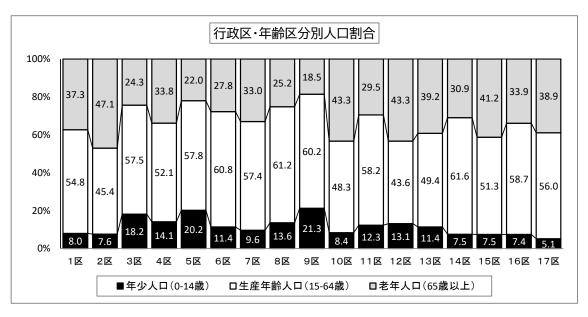


資料: 令和4年まで 住民基本台帳(各年9月末現在) 令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計2018年推計人口」

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
年少人口		2, 148	2, 181	2, 202	2, 235	2, 292
(0~14歳)	構成比	12.4%	12.5%	12.6%	12.8%	13.1%
生産年齢人口		10, 122	10,041	9,862	9,676	9,619
(15~64 歳)	構成比	58.3%	57.6%	56.7%	55.6%	54.9%
前期高齢者		2, 785	2,821	2, 935	3, 031	3,009
(65~74歳)	構成比	16.1%	16.2%	16.9%	17. 4%	17.2%
後期高齢者		2, 295	2,385	2, 409	2, 475	2,598
(75 歳以上)	構成比	13. 2%	13.7%	13.8%	14. 2%	14.8%

資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

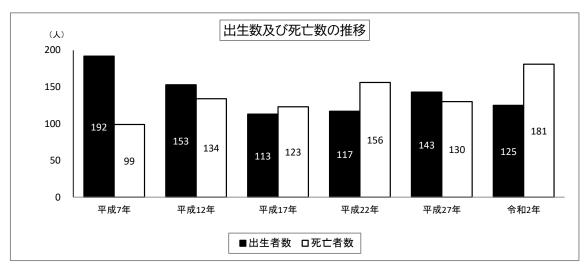
また、行政区の年齢区分別人口割合をみると、最も高齢化率が高いのは、2区の47.1%となっており、10区、12区、15区が40%を超えています。一方、高齢化率が最も低いのは、第9区の18.5%となっており、各行政区による年齢区分別人口の割合が違っていることから、それぞれの地域での福祉に対するニーズが異なることが考えられます。



資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

(2)出生と死亡の状況

出生・死亡の状況をみると、出生者数と死亡者数ともに増減がみられ、令和2年の出生者数は 125人、死亡者数は181人となっており、死亡者数が出生者数を上回る自然減となっています。

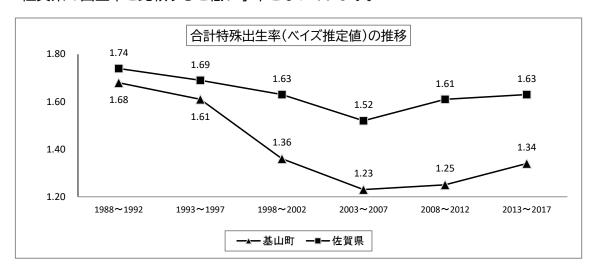


資料:佐賀県「人口動態統計」

(3)合計特殊出生率

合計特殊出生率(ベイズ推定値)は、2003~2007年の1.23まで低下傾向にあり、その後上昇に転じ、2013~2017年には1.34になりました。

佐賀県の出生率と比較すると低い水準となっています。



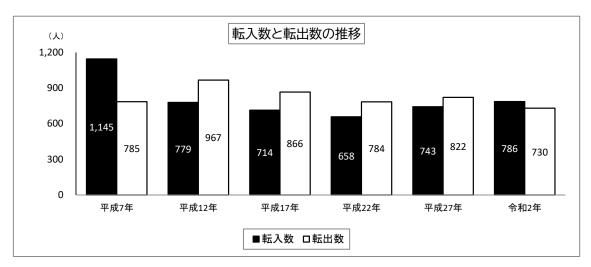
資料:人口動態保健所·市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)

※合計特殊出生率:15歳から49歳までの1人の女性が一生の間に生む平均子ども数をいう。なお、基山町のような地域では標本数が少ないため、たまたまその年の出生数が多くなると、出生率が大幅に上下することがある。そのため、ここでの数字はベイズ推定値を使っている。ベイズ推定では、基山町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと基山町固有の出生数等の観測データとを総合化して合計特殊出生率を推計している。

(4)転入数と転出数の状況

転入数は平成7年の 1,145 人から平成 17 年の 714 人まで減少していましたが、その後増加に転じ令和2年には 786 人となっています。転出数は平成12年の 967 人から令和2年の 730 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

平成12年から平成 27 年までは、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、 令和2年は転出数と転入数が逆転し社会増となっています。

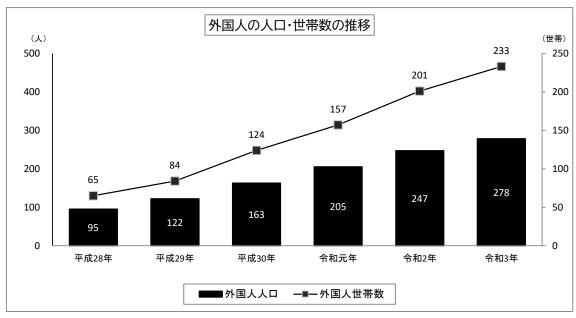


資料:住民基本台帳人口移動報告(各年12月末現在)

(5)外国人の状況

基山町における外国人の人口・世帯数は年々増加傾向で推移しており、令和3年には 278 人 (233 世帯)となっています。

外国人と言葉や文化の違いを相互理解し、必要な福祉施策の情報を提供できる体制づくりが 必要となってきます。

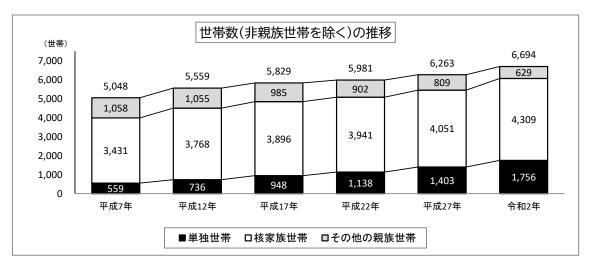


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日時点)

2 世帯の状況

(1)世帯数の推移

世帯数は、平成7年の5,048世帯から令和2年の6,694世帯と増加傾向で推移しています。特に、単独世帯は、平成7年の559世帯から令和2年の1,756世帯と約3倍になっています。

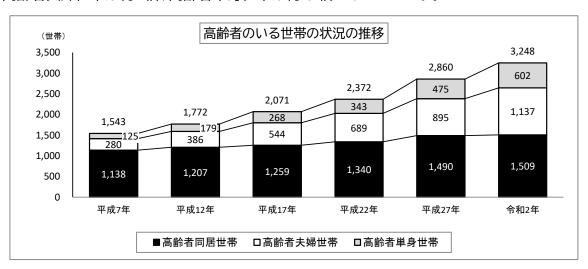


資料:国勢調査

(2)高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、平成7年の 1,543 世帯から令和2年の 3,248 世帯と大幅に増加し2 倍以上になっています。

特に、高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯は大幅に増加し、平成7年と令和2年を比較すると、 高齢者夫婦世帯は約4倍、高齢者単身世帯は約5倍となっています。



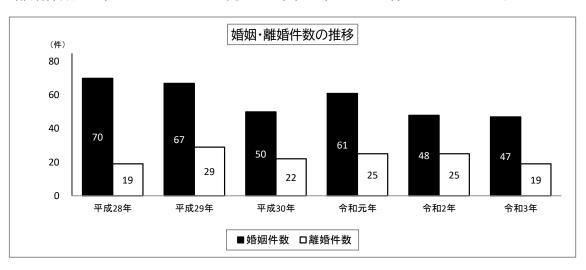
資料:国勢調査

3 社会動態の状況

(1)婚姻·離婚件数

婚姻件数は、平成28年の 70 件から令和3年の 47 件と年ごとの増減はあるものの減少しています。

離婚件数は、年ごとにバラつきが見られ、令和3年には19件となっています。

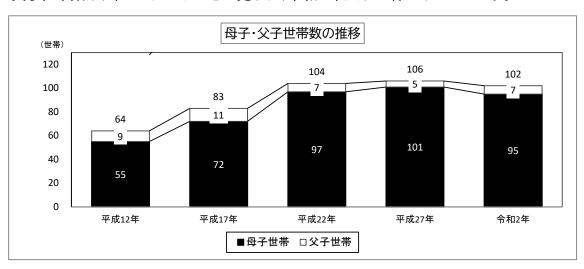


資料: 庁内資料

(2)母子・父子世帯

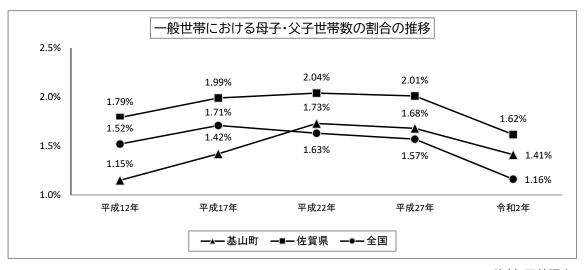
母子世帯数は平成 12 年の 55 世帯から平成27年の101世帯まで増加していましたが、その 後令和2年には 95 世帯と若干減少しています。

父子世帯数は、年ごとにバラつきが見られ、令和2年には7件となっています。



資料:国勢調査

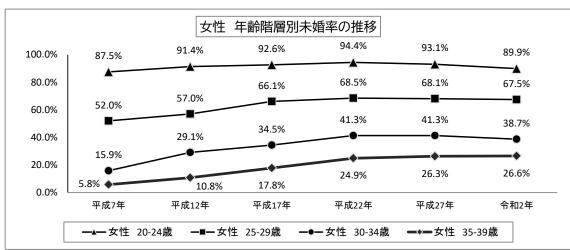
一般世帯における母子・父子世帯の割合をみると、平成17年までは、全国平均、佐賀県を下回っていましたが、平成 22 年以降、佐賀県は下回っているものの全国平均を上回っています。

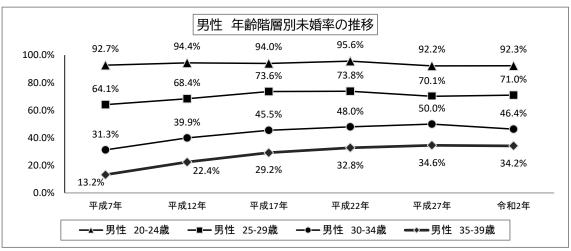


資料:国勢調査

(3)未婚率

年齢階層別未婚率をみると、女性、男性ともに年齢階層別未婚率は年々増加しております。 全体を通して晩婚化が進んでいます。





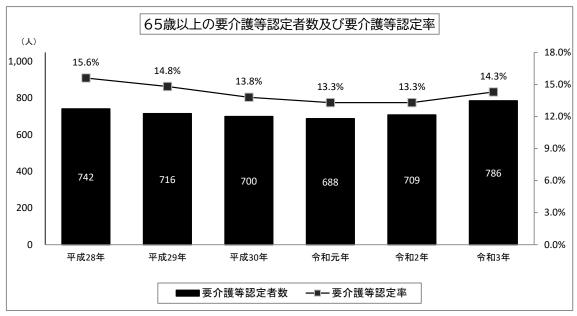
資料:国勢調査

4 支援が必要な人の状況

(1)高齢者の状況

要介護認定者数は平成28年の742人から令和元年の688人まで減少していましたが、その後増加に転じ令和3年には786人となっています。

要介護認定率(第1号被保険者に対する要介護認定者の割合)に関しても、令和3年に増加し 14.3%となっています。



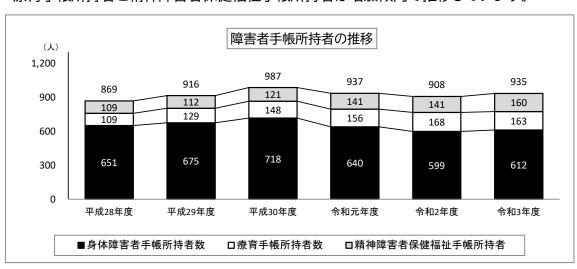
資料:介護保険事業状況報告(9月末現在)

(2)障がい者の状況

①障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、平成28年度の869人から平成30年度の987人まで増加していましたが、その後減少し、令和3年度には935人となりました。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

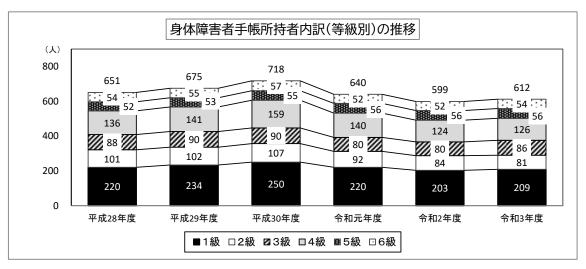


資料:庁内資料(各年度末現在)

②身体障がい者の状況

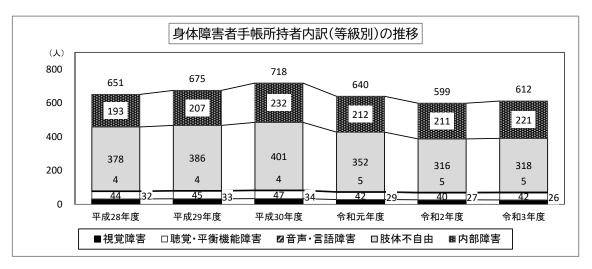
身体障害者手帳所持者数は平成30年度まで増加していましたが、その後減少し令和3年度に は612人となっています。

等級別にみると最重度である1級が最も多く、次いで4級となっています。



資料:庁内資料(各年度末現在)

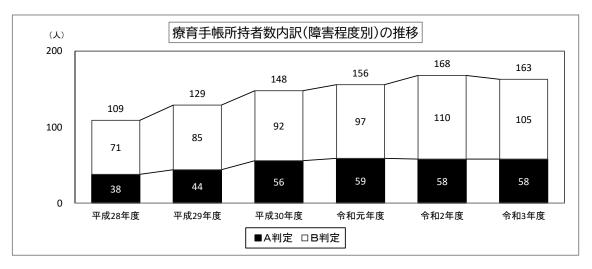
障害種別では、肢体不自由が最も多く、令和3年度では 318 人となっており、次いで内部障害が 221 人となっています。



資料:庁内資料(各年度末現在)

③知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、平成28年度の109人から令和3年度では163人と増加しています。 障害の程度は、A判定(最重度・重度)とB判定(中度・軽度)に区分されており、平成28年度 以降全ての年度においてB判定の方が多くなっています。

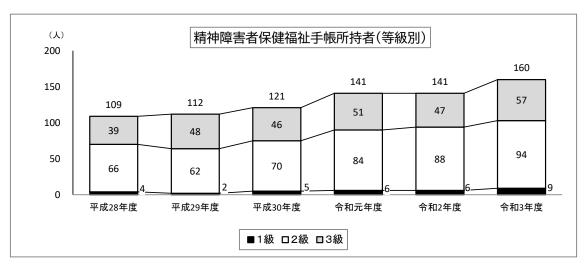


資料: 庁内資料(各年度末現在)

④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度の109人から年々増加し令和3年度では160人となっています。

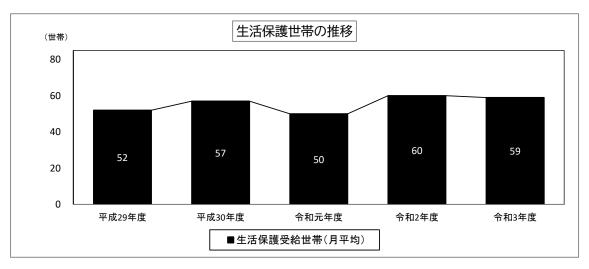
障害の等級は重い順に1級から3級に区分されており、2級が最も多く、次いで3級、1級となっています。



資料: 庁内資料(各年度末現在)

(3)生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数は、年度ごとのバラつきが見られ、平成29年度の52世帯から令和3年度は59世帯と増加しています。



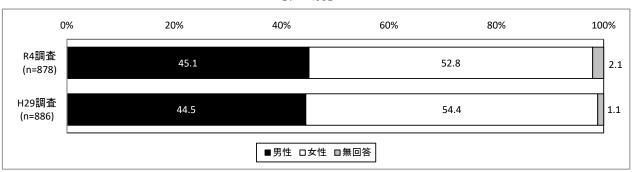
資料:県福祉課(各年度末現在)

5 アンケート調査結果からみる基山町の課題

(1)属性

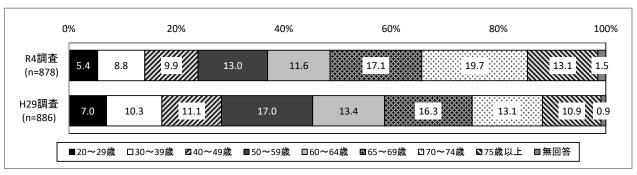
性別では、「男性」が 45.1%、「女性」が 52.8%となっています。

【性 別】



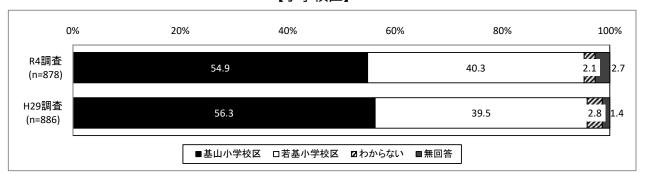
年齢では、「70~74 歳」が 19.7%で最も多く、次いで「65~69 歳」17.1%、「75 歳以上」 13.1%の順となっており、平成 29 年に実施した前回調査と比較すると「65 歳以上」の高齢者が 増加しています。

【年 齢】



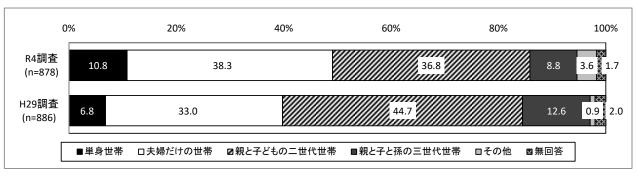
小学校区では、「基山小学校区」が 54.9%で最も多く、次いで「若基小学校区」40.3%、「わからない」2.1%の順となっています。

【小学校区】



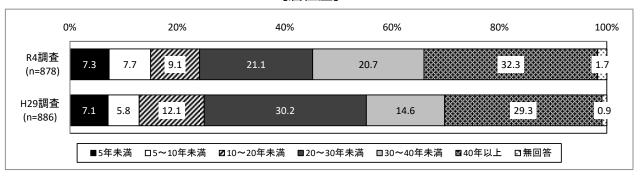
世帯構成では「夫婦だけの世帯」が 38.3%で最も多く、次いで「親と子どもの二世代世帯」 36.8%、「単身世帯」10.8%の順となっており、前回調査と比較すると、「単身世帯」、「夫婦だけの世帯」が増加しています。

【世帯構成】



居住歴では、「40 年以上」が 32.3%で最も多く、次いで「20~30 年未満」21.1%、「30~40 年未満」20.7%の順となっており、前回調査と比較すると、「30 年以上」が増加しています。

【居住歴】

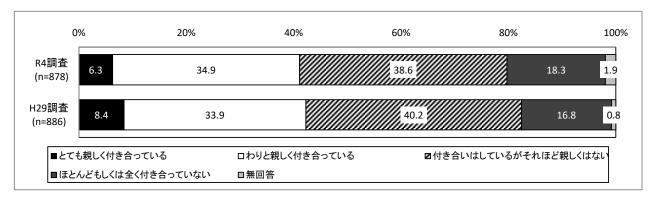


(2)地域生活について

近所付き合いの程度では、「親しく付き合っている」よりも、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」の回答が多くなっており、近所付き合いの希薄化がみられます。

特に、「居住歴の短い方」「行政組合に加入していない方」は、「親しく付き合っていない方」の割合が多いことから、こういった方々の近所付き合いに関してどのように取組むかが大切になってきます。

【近所付き合いの程度】

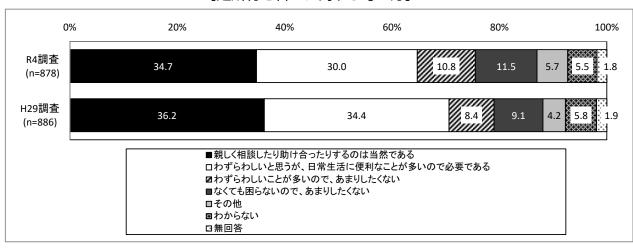


属性	区分	全体	とても親しく付き合って	わりと親しく付き合って	れほど親しくはない付き合いはしているがそ	き合っていない き合っていない	無回答
	20歳代	100.0	0.0	19.1	34.0	46.8	0.0
		47	0	9	16	22	0
	30歳代	100.0	5.2	23.4	37.7	33.8	0.0
		77	4	18	29	26	0
	40歳代	100.0	4.6	25.3	42.5	25.3	2.3
年		87	4	22	37	22	2
齢	50歳代	100.0	0.9	38.6	35.1	21.9	3.5
	O O MARCITO	114	1	44	40	25	4
	60歳代	100.0	6.0	34.1	45.2	12.7	2.0
	O D M SC C	252	15	86	114	32	5
	70歳以上	100.0	10.8	42.4	33.3	11.5	2.1
	7 0 内风 20 工	288	31	122	96	33	6
小	基山小学校	100.0	7.9	39.2	34.0	17.4	1.5
学	を出っ. 上区	482	38	189	164	84	7
校	若基小学校	100.0	4.8	29.9	44.9	17.5	2.8
区	4を1.上区	354	17	106	159	62	10

属性	区分	全体	とても親しく付き合って	わりと親しく付き合って	付き合いはしているがそ	ほとんどもしくは全く付い	無回答。
居住歴	5年未満	100.0	1.6	21.9	29.7 19	46.9 30	0.0
	5~10年未満	100.0	4.4	23.5	39.7	26.5	5.9
		68	3	16	27	18	J.9 4
	10~20年未満	100.0	2.5	25.0	42.5	27.5	2.5
		80	2.3	20.0	34	27.3	2.3
	20~30年未満	100.0	1.6	31.4	44.3	21.6	1.1
		185	3	58	82	40	2
	30~40年未満	100.0	6.6	32.4	44.0	15.9	1.1
		182	12	59	80	29	2
	40年以上	100.0	12.0	47.2	31.7	6.7	2.5
		284	34	134	90	19	7
行政組合	加入している	100.0	7.9	38.8	39.7	11.8	1.8
		670	53	260	266	79	1.0
	加入していない	100.0	1.2	21.7	33.1	41.6	2.4
		166	2	36	55	69	4

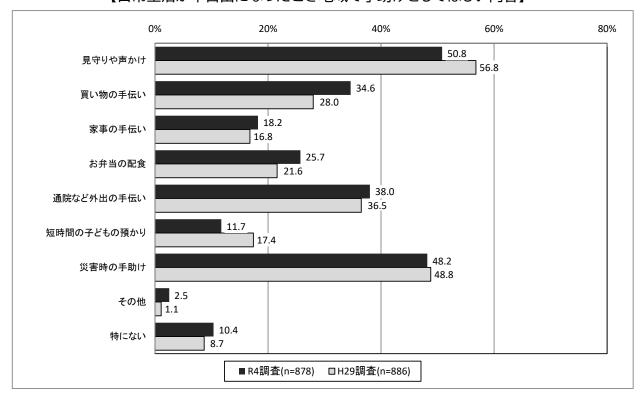
一方、近所付き合いに対する考え方では、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」 の回答が最も多くなっていることから、近所での活動や行事などの機会を、より多くの人が参加 しやすい時間帯や場所で開催するなどの工夫をすること等により、近所付き合いを深めることが できるのではないかと思われます。

【近所付き合いに対する考え方】

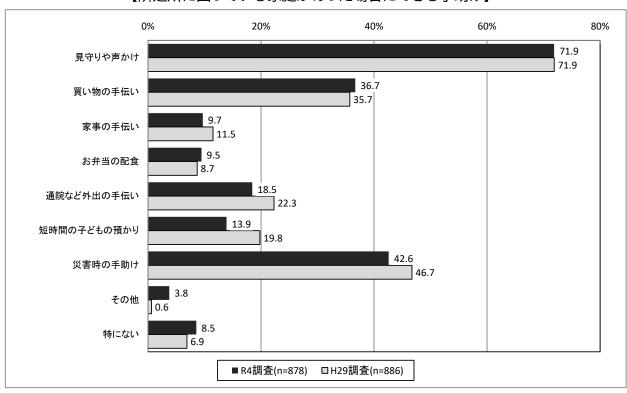


「日常生活が不自由になったとき地域で手助けをしてほしい内容」「隣近所に困っている家庭があった場合にできる手助け」ともに、「見守りや声かけ」「災害時の手助け」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援ができる方をうまく繋げていけるような施策や取組が必要だと考えられます。

【日常生活が不自由になったとき地域で手助けをしてほしい内容】



【隣近所に困っている家庭があった場合にできる手助け】



住まいの地域の暮らしやすさでは、「買い物などの便利さ」や「交通などの便利さ(公共交通機関、道路状況)」において満足度が高いとした結果となり、前回調査と比較した場合ほとんどの項目において満足度が増加しています。

【住まいの地域の暮らしやすさ(前回対比)】



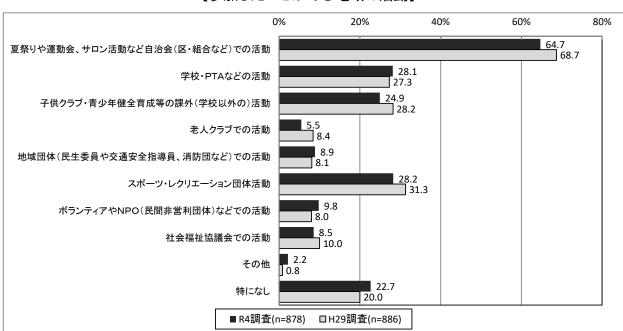
しかし、「買い物などの便利さ」「交通などの便利さ(公共交通機関、道路状況)」など、小学校区別で満足度に大きな開きが見られる項目もあることから、地域性に合わせた施策や取組も必要です。

【住まいの地域の暮らしやすさ(小学校区別)】



(2)地域活動への参加について

参加したことがある地域の活動では、「夏祭りや運動会、サロン活動など自治会(区・組合など)での活動」が最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション団体活動」、「学校・PTAなどの活動」の順となっています。



【参加したことがある地域の活動】

また、参加を阻害する要因としては、「活動によって得られるメリットが期待できない」が前回調査より増加しています。また、「活動する時間がない」が最も多くなっています。

0% 10% 20% 30% 40% 身近に団体や活動内容に関する情報がない 16.9 身近に参加したいと思う適当な活動や共感する団体がない 16.7 身近に一緒に参加できる適当な人がいない 参加するきっかけが得られない 家族や職場の理解が得られない 32.6 活動する時間がない 32.6 活動によって得られるメリットが期待できない 全く興味がわかない 7.9 その他 4.9 19.8 特にない 20.7

□H29調査(n=886)

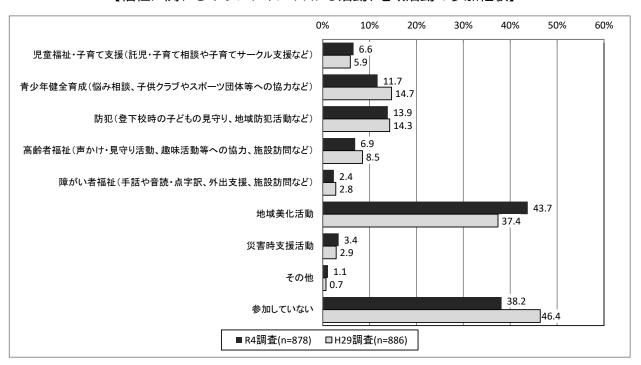
【地域の活動参加の阻害要因】

■ R4調査(n=878)

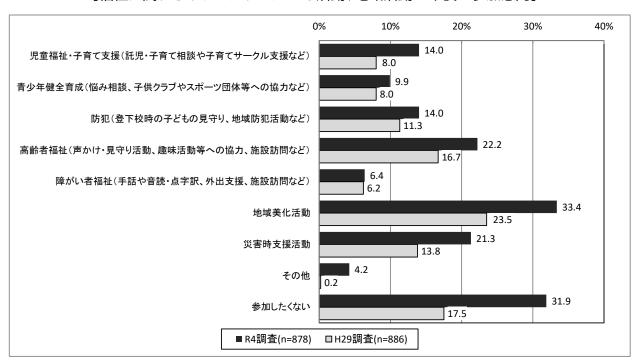
福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動の参加経験では、「地域美化活動」が最も多く4割の方がボランティア活動に参加しているようですが、「参加していない」も続いて多くなっています。

今後の参加意向では、「どの活動にも参加したくない」方は3割強となっていますが、他の全て の活動に関しては、前回調査と比較して参加意向が高くなっています。

【福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動の参加経験】

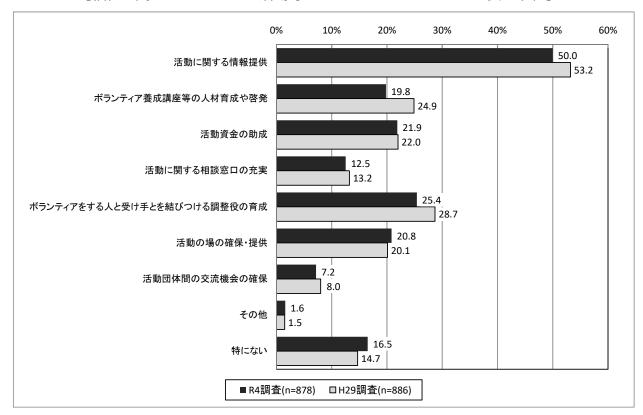


【福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動の今後の参加意向】



福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取組では、「活動に関する情報提供」が最も多くなっていることから、ボランティアやNPO活動、地域活動に関する広報や啓発、参加しやすい仕組みづくりなどを行うことが参加者の増加につながると考えられます。

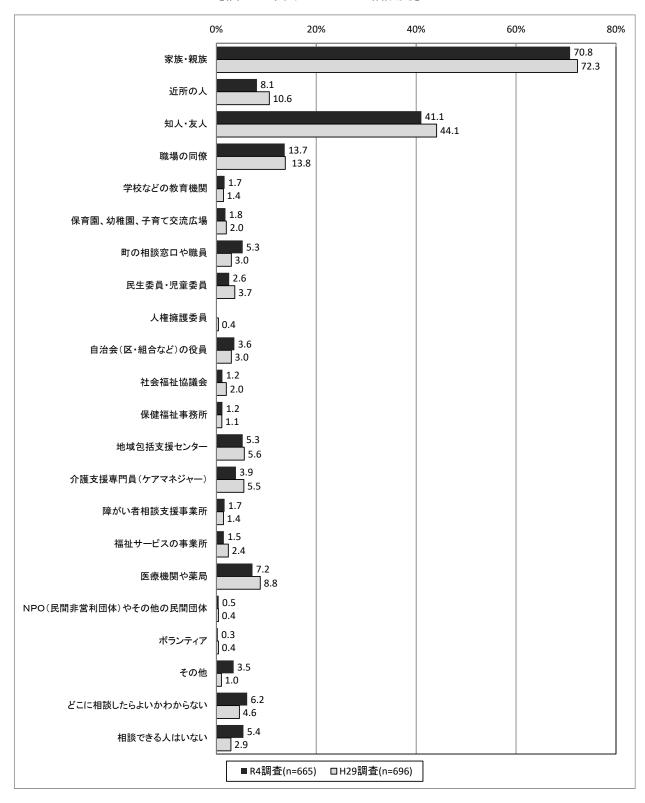
【福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取組】



(3)福祉サービスについて

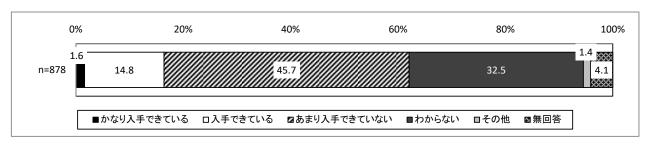
悩みや不安についての相談先としては、「家族・親族」が70.8%で最も多く、次いで「知人・友人」41.1%となっています。一方「町の相談窓口や職員」とした回答は5.3%、「社会福祉協議会」は1.2%となっております。また、「相談できる人はいない」とした回答も5.4%と少数ですがみられます。

【悩みや不安についての相談先】



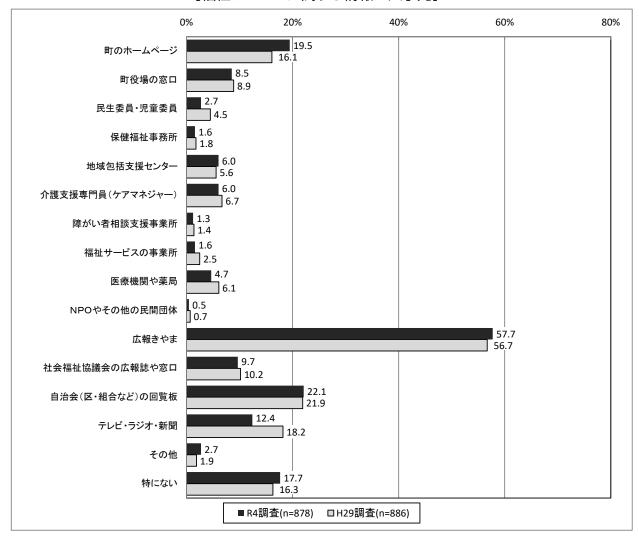
福祉サービスに関する情報の入手状況に関しては、「入手できている」とした回答は2割弱と少なくなっています。

【福祉サービスに関する情報の入手状況】



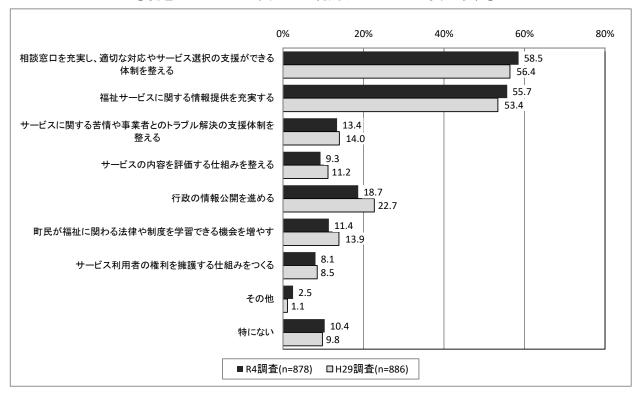
福祉サービスに関する情報の入手元では、「広報きやま」が半数以上で最も多く、次いで「自治会(区・組合など)の回覧板」22.1%、「町のホームページ」19.5%の順となっており、全体的に前回調査より増加しています。

【福祉サービスに関する情報の入手元】



最適なサービスを安心して利用するために必要な取組では、「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」「福祉サービスに関する情報提供を充実する」がともに半数以上と多くなっていることから、相談窓口の充実に取り組むとともに、広報きやまやホームページ等を活用した情報提供の充実が必要です。

【最適なサービスを安心して利用するために必要な取組】

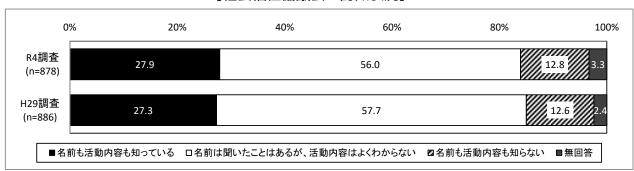


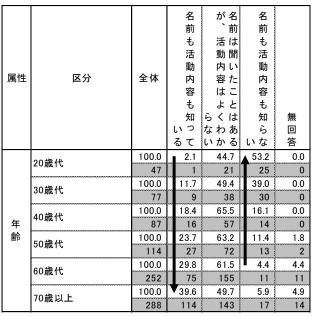
(4)福祉施策全般について

社会福祉協議会の認知状況に関して、「名前も活動内容も知っている」は 27.9%、民生委員・児童委員の認知状況に関して、「担当・活動内容とも知っている」は 19.7%となっています。また、どちらも「名前や担当者も活動内容も知らない」の割合は年齢が低くなるほど多くなる傾向にあり、若い方ほど認知度が低いという現状がみられます。

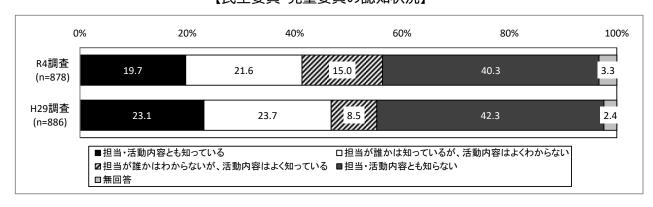
「社会福祉協議会、民生委員・児童委員」ともに、実際の活動に接する機会が多いと思われる高齢者ほど、活動内容への理解度が高くなっていることから、引き続き高齢者への周知を図るとともに、若年層に対しても積極的に活動内容を広報啓発し、理解を深める必要があります。

【社会福祉協議会の認知状況】





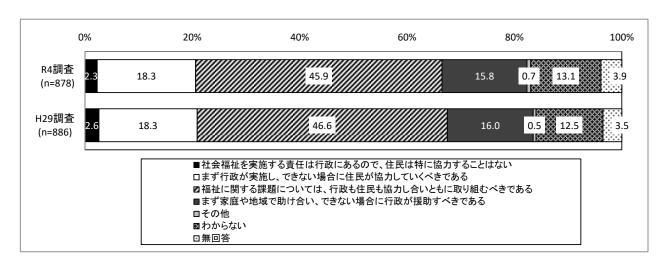
【民生委員・児童委員の認知状況】



属性	区分	全体		担当・活動の		が、活動内容担当が誰かは	動 誰 内 か		担当・活動中	
属注	Δπ	主体	(内容とも知っ	t	容はよくわか いない ないのでいる			内容とも知ら	無回答
		100.0		23.0	H	22.5	12.6	t	37.9	4.0
性	男性	396	***	91		89	50	t	150	16
別		100.0		16.8		21.6	16.6		42.5	2.6
	女性	464		78	-	100	77		197	12
	20歳代	100.0	ī	2.1	-	6.4	10.6	1	80.9	0.0
	20 成1 し	47		1		3	5		38	0
	30歳代	100.0		5.2		6.5	14.3		72.7	1.3
	30 版 1 、	77		4		5	11		56	1
	40歳代	100.0		10.3		16.1	13.8		59.8	0.0
年	T 0 1/19% G	87		9		14	12	L	52	0
齢	50歳代	100.0		14.0		20.2	16.7		46.5	2.6
	~ ~ /gw V	114		16		23	19		53	3
	60歳代	100.0		17.9		23.0	20.6		34.1	4.4
	O pipe i v	252		45		58	52		86	11
	70歳以上	100.0		33.0		29.5	10.4		22.6	4.5
		288		95		85	30		65	13

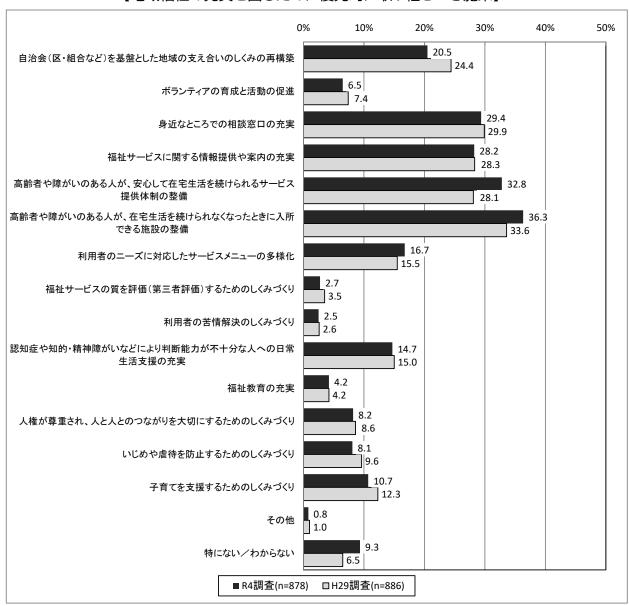
社会福祉サービスを充実させるための行政と地域住民の関係では、「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合いともに取り組むべきである」が 45.9%で最も多く、次いで「まず行政が実施し、できない場合に住民が協力していくべきである」が 18.3%と行政と地域住民の協力が必要という回答が多くみられました。

【社会福祉サービスを充実させるための行政と地域住民の関係】



地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策では、「高齢者や障がいのある人が、 在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」、「高齢者や障がいのある人が、安 心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」、「身近なところでの相談窓口の充実」な どの意見が多くなっています。

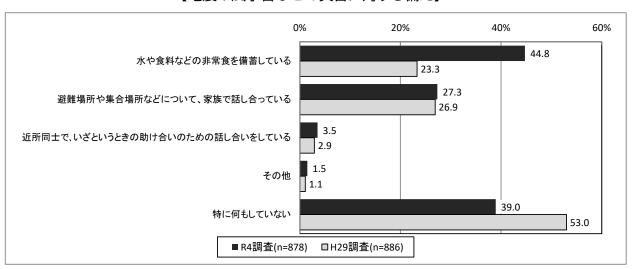
【地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策】



(5)災害時の対応について

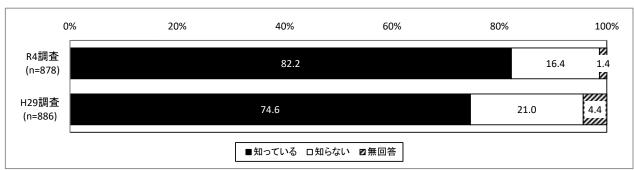
地震や風水害などの災害に対する備えでは、前回調査と比較して「水や食料などの非常食を備蓄している」が大幅に増加し、「特に何もしていない」が減少しています。

【地震や風水害などの災害に対する備え】

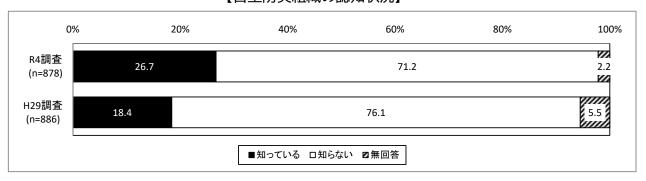


また、地域での災害時の避難場所の認知状況や自主防災組織の認知状況に関しても前回調査と比較して増加していることから、災害に関する意識の向上がみられます。

【地域での災害時の避難場所の認知状況】

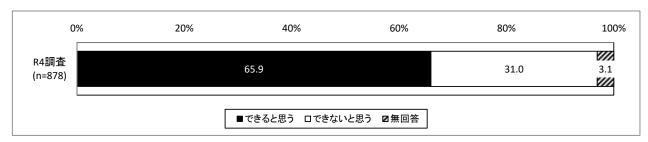


【自主防災組織の認知状況】



災害時の適切な避難に関して、「できると思う」が 65.9%と多くなっていますが、「できないと思う」も 31.0%と相当数いらっしゃいます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「20~30歳代」の若い方に多いという結果になりました。

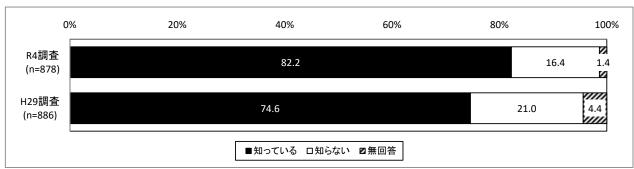
【災害時の適切な避難】



属性	区分	全体	できると思う	できないと思う	無回答
総数	-	100.0	65.9	31.0	3.1
総数		878	579	272	27
	男性	100.0	75.3	22.2	2.5
性		396	298	88	10
別	女性	100.0	57.8	38.8	3.4
		464	268	180	16
	20歳代	100.0	51.1	44.7	4.3
	というな!し	47	24	21	2
	30歳代	100.0	50.6	49.4	0.0
	30 MX 1 C	77	39	38	0
	40歳代	100.0	64.4	34.5	1.1
年	· · · · // // // · · · · · · · · · · ·	87	56	30	1
齢	50歳代	100.0	64.0	34.2	1.8
	ADM A	114	73	39	2
	60歳代	100.0	73.8	24.6	1.6
	NA 1 V	252	186	62	4
	70歳以上	100.0	66.7	27.4	5.9
	- ~~-	288	192	79	17

また、地域での災害時の避難場所の認知状況に関しても、「20~30 歳代」の若い世代で「知らない」が多くなっていることなどから、女性や若い世代も含めて避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い、災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

【地域での災害時の避難場所の認知状況】

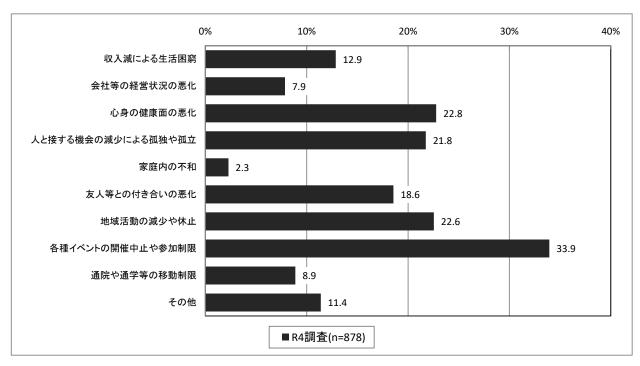


属性	区分	全体	知っている	知らない	無回答。
	20歳代	100.0 47	59.6 28	40.4 19	0.0
	30歳代	100.0	67.5	32.5	0.0
	30成10	77	52	25	0
	40歳代	100.0	88.5	11.5	0.0
年	10/194 1 0	87	77	10	0
齢	50歳代	100.0	78.1	21.1	0.9
		114	89	24	1
	60歳代	100.0	82.9	15.9	1.2
		252	209	40	3
	70歳以上	100.0	89.2	8.3	2.4
		288	257	24	7

(6)コロナ禍における暮らしについて

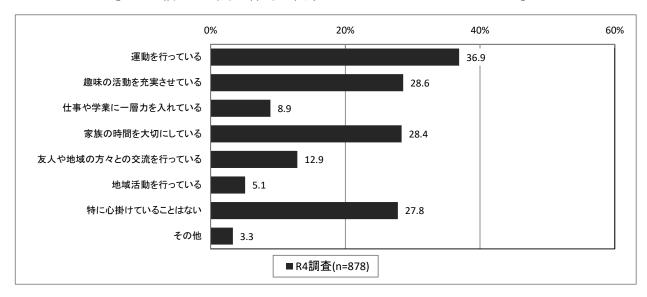
コロナ禍で困っていることについては、「各種イベントの開催中止や参加制限」、「心身の健康面の悪化」「地域活動の減少や休止」等の意見が多くなっています。

【コロナ禍で困っていること】



コロナ禍でも気力や体力が低下しないために心掛けていることでは、「運動を行っている」が最も多く、特に 60 歳以上の高齢者に多くなっています。

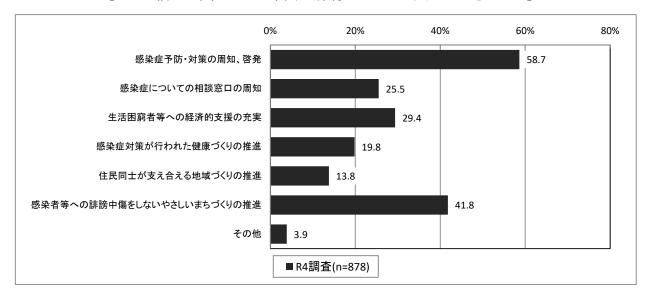
【コロナ禍でも気力や体力が低下しないために心がけていること】



				±m_		_			4.4	
				趣	仕	家	友		特	
				味	事	族	人		に	
				の	や	の	や	116	心	
				活動	学	時間	地	地	掛	
			運	動	業 に	間	域の	域	けって	
属性	区分	全体	動	を 充	- -	を 大	の 方	活 動	てい	
馬江	区刀	土体		実	層	切	カ 々	動を		
			を 行	天 さ	力	(C	行と	を 行	るこ	
			ر 11	世	を	l	つの 11 C	ر 11	ے	
			7	て	入	て	て交	7	は	そ
			i,	い	いれ	い	い流	い	な	စ
			る	る	るて	る	るを	る	い	他
An Nu		100.0	36.9	28.6	8.9	28.4	12.9	5.1	27.8	3.3
総数	_	878	324	251	78	249	113	45	244	29
	田址	100.0	40.4	29.5	9.6	24.5	10.6	5.6	27.8	3.8
性	男性	396	160	117	38	97	42	22	110	15
別		100.0	33.4	27.4	8.6	31.5	14.9	4.3	28.4	2.6
	女性	464	155	127	40	146	69	20	132	12
	00 15 / 15	100.0	29.8	34.0	12.8	31.9	17.0	2.1	27.7	0.0
	20歳代	47	14	16	6	15	8	1	13	0
	00 1 / 12	100.0	19.5	28.6	13.0	49.4	16.9	1.3	28.6	3.9
	30歳代	77	15	22	10	38	13	1	22	3
	40年/b	100.0	19.5	16.1	11.5	36.8	9.2	1.1	39.1	1.1
年	40歳代	87	17	14	10	32	8	1	34	1
齢	co뉴산	100.0	32.5	28.1	10.5	28.1	7.9	1.8	31.6	3.5
	50歳代	114	37	32	12	32	9	2	36	4
	co 生化	100.0	43.7	29.8	11.1	27.4	9.9	5.2	25.8	1.6
	60歳代	252	110	75	28	69	25	13	65	4
	70年N L	100.0	43.1	30.2	4.2	20.8	17.0	9.0	24.7	5.6
	70歳以上	288	124	87	12	60	49	26	71	16

コロナ禍での困りごとや不安を解消するために大切だと思うことでは、「感染症予防・対策の周知、啓発」、「感染者等への誹謗中傷をしないやさしいまちづくりの推進」などが多くなっていますが、「生活困窮者等への経済的支援の充実」も「20~30歳代」「50歳代」で多くなっています。

【コロナ禍での困りごとや不安を解消するために大切だと思うこと】



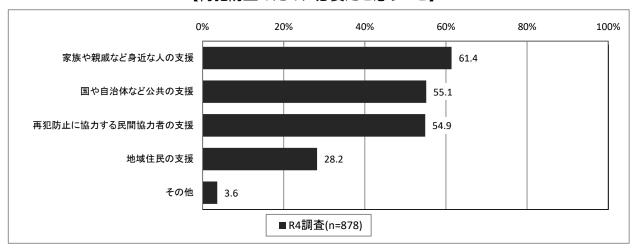
	1					,			
			感	感	生	感	住	い感	
			染	染	活	染	民	や染	
			症	症	困	症	同	さ者	
			予	に	窮	対	士	し等	
			防	つ	者	策	が	いへ	
			•	い	等	が	支	まの	
属性	区分	全体	対	て	^	行	え	ち誹	
			策	の	の	ゎ	合	づ謗	
			の	相	経	くれ	くえ	く中	
			周	談	済	りた	りる	り傷	
			知	窓	の的	の健	の地	のを	そ
				周口	充支	推康	推域	推し	の
			発 啓	知の	実 援	進づ	進づ	進な	他
	 男性	100.0	61.1	23.0	26.0	15.9	12.4	35.6	5.3
性	<i>7</i> 12	396	242	91	103	63	49	141	21
別	女性	100.0	56.7	27.8	32.3	23.3	14.7	47.4	2.2
	C III	464	263	129	150	108	68	220	10
	20歳代	100.0	51.1	14.9	38.3	10.6	4.3	38.3	0.0
	20 成1 (47	24	7	18	5	2	18	0
	20 1 12	100.0	45.5	18.2	35.1	23.4	15.6	37.7	6.5
	30歳代	77	35	14	27	18	12	29	5
	40 1 5 / 15	100.0	40.2	29.9	32.2	17.2	16.1	43.7	5.7
年	40歳代	87	35	26	28	15	14	38	5
齢	= a JE //s	100.0	56.1	30.7	41.2	17.5	9.6	43.9	2.6
	50歳代	114	64	35	47	20	11	50	3
		100.0	65.9	25.4	29.4	20.6	13.5	42.1	2.4
	60歳代	252	166	64	74	52	34	106	6
		100.0	64.2	26.7	21.5	21.2	16.3	42.4	4.2
	70歳以上	288	185	77	62	61	47	122	12

(7)地域における再犯防止について

再犯防止のために必要だと思うことについては、「家族や親戚など身近な人の支援」61.4%、「国や自治体など公共の支援」55.1%、「再犯防止に協力する民間協力者の支援」54.9%の意見が多くなっています。

なお、「地域住民の支援」は28.2%となっています。

【再犯防止のために必要だと思うこと】

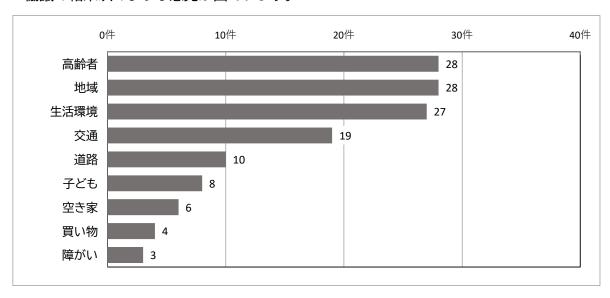


6 ワークショップからの課題

(1)地域生活における困りごと

基山町及び自分の住む地域の課題や問題点などを再考、発表いただくことにより、ご自分のお 住いの場所について再度見直しをしていただきました。

協議の結果次のような意見が出ています。



【高齢者】(抜粋)

- ・一人暮らしの方が増え、困っていることを相談できる人が少ない
- ・元気な高齢者の働く場所が少ない
- ・認知症の方にやさしい支援が少ない
- ・男性の一人暮らし。高齢者との接点が少なく、情報が入らない
- ・独居世帯、高齢者世帯が多くなった
- ・コロナの自粛生活で、地域の活動が減少した
- ・不活発している
- ・サロンへの参加はいつも同じメンバー
- ・サロン参加の顔ぶれが同じ
- ・一人暮らしの高齢者の様子がわからない
- ・高齢者の一人暮らしが心配
- ・高齢者の居場所が少ない
- ・高齢者の交流が難しい

【地域】(抜粋)

- ・ご近所さんが元気にしているか、声かけ
- ・近所付き合いの減少、プライバシー、私生活不干渉
- ・区に転入された世帯が行政組合に加入されない
- ・新しく引っ越してきた方とコミュニティがとれない
- ・地域活動の衰退(高齢者サークル、子どもクラブ)
- ・アパート住民が多くなり、把握できない
- ・コロナになり、組合の活動(集まり)が少なくなり、以前通りやってほしいとの声が多い

- ・管理されない土地が増えてきている
- ・近年アパートが多くで近所の付き合いがなくなっている
- ・行政組合が弱体化してきている
- ・組合外世帯が多くなった
- ・地域の絆が弱くなっている
- ・近所づきあいが少ない、ない
- ・近隣の方との交流が少ない

【生活環境】(抜粋)

- ・草刈りで出る人が少なくなり、町にお願いできないか
- ・ゴミのポイ捨て
- ・ゴミ出しの場所の清掃について
- ・ペットを散歩させてる人が多く、フンの後始末をされていない人も多く感じる
- ・県道沿いの落ち葉とゴミ
- ・公園・道路の草刈りが遅い
- ・公共のゴミ集積場がない
- ・防犯カメラが何台設置されてるか知りたい
- ・ゴミ出し場が整備されていない為、ゴミ捨てが不便でゴミ出し場が遠い
- ・プラスチックだけのゴミ袋がほしい
- ・近くにウォーキングなど安全に運動ができるような公園、広場があるとよい

【交通】(抜粋)

- ・コミュニティバスを日曜日も走らせるなど便数を増やしてほしい
- ・コミュニティバスの運行時間がわかりにくい
- ・コミュニティバスのコース時刻表がわかりにくい。JR の時間と合わない
- ・自家用車に自分が乗れなくなったら代替の交通手段がない
- ・タクシーに家の前まで来てもらいたい、補助してほしい
- ・コミュニティバスの本数が少ない

【道路】(抜粋)

- ・カーブの道が狭いので、衝突の危険がある
- 道路の舗装をしてほしい(車イスが楽に行けるように)
- ・小中学校の前の道路でスピードを落とさない
- ・歩行者用の緑のラインが消えかかっている
- ・歩道の整備が悪くて雨の日水たまりが多く、歩きづらい
- ・車の駐車で歩道に飛び出しているところがある
- ・歩道がガタガタしてベビーカーが通りにくい
- ・歩道での段差(上下)が多くて歩きにくい感じがする

【子ども】(抜粋)

- ・保育園に入れない、保育料が高い
- 公園がないので作ってほしい
- ・高齢者の散歩や憩いの場所として子供も遊べる所がほしい

- ・見守り当番(小学校の立ち当番)世帯数減少の為、毎日立つのが難しい
- ・子どもの減少

【空家】(抜粋)

- ・空家が多く環境不良
- ・高齢化の為、空家が多くなっている
- ・空家、庭の管理
- ・県営住居の空き

【買い物】(抜粋)

- ・買物弱者が増えている
- ・無人販売所など身近で買い物ができる場所を増やす
- ・買い物の為に移動が難しい

【障がい】(抜粋)

・車イスを利用しやすくしてほしい

(2)地域課題に対する具体的な取組

「地域生活における困りごと」で挙げた意見を基に、課題や問題点の解決のために、個人や地域でできることを考えていただきました。

協議の結果次のような意見が出ています。

【高齢者】

課題	具体的な取組	主体
	高齢者の就労のためのシルバー人材センタ	自助
高齢者の就労の確保	一の活用や内容の充実	公助
	高齢者の就労のための企業への働きかけ	公助
認知症の方に対する理解の促進	認知症を知る機会を増やすためのサポータ 一教育や声掛けの訓練などの実施	自助 共助·互助 公助
高齢者世帯の安否確認	声かけの実施、民生委員や自治会役員との 連携	自助 共助·互助
	高齢者クラブや高齢者のサークルなどの啓 発や活性化(年代別の高齢者クラブなど)	自助 共助·互助
	インターネットなどを利用した交流の実施	公助
高齢者同士や地域などとの 関係の構築	高齢者同士や地域住民と交流できるイベント など、地域でのつながりを確保するための取 組の実施	共助·互助 公助
	組合単位での集会の定期的な実施	自助 共助·互助
高齢者の居場所の確保	多世代交流センター憩の家の活用と充実	自助 公助

【地域】

課題	具体的な取組	主体
	地域での声かけや掃除などをボランティア	自助
 ボランティアの活性化	で実施	共助·互助
ハフンティアの石田山	 地元のボランティアの育成	共助·互助
	地元のハウンティアの自成	公助
	地域でつながりができるようなイベント(お	自助
	祭り)の開催	共助·互助
	サロン、グランドゴルフなど皆が楽しく集ま	共助·互助
	れるような催しの開催	/\BJ <u></u>
	災害時などを想定した避難訓練等を行うと	
近所付き合いの活性化	絆が深くなるのでは	共助·互助
	空家や公民館を活用して通いの場や集いの	公助
	場を作る	
	近所付き合いの少ない人に組合の行事があ	自助
	るとき話してみるなど、コミュニケーションを	共助·互助
	図る	7 (2/3
	転入された世帯に行政組合への加入を町か	1
 行政組合の弱体化	らも促す	公助
一日 一日 八八日 日 八八日 日 八八日 日 八八日 日	若い方の転入を促す	
	組合ごとの助け合い運動や組合の交流	共助·互助

【生活環境】

課題	具体的な取組	主体
ゴミのポイ捨てやゴミ出し	ポイ捨てに関して、立て札や広報などで頻繁 に啓発を図る	共助·互助 公助
	ゴミ出し用の台車の準備もしくは援助	公助
ペットに関するマナーなど	ペットのマナーに関して、立て札や広報など で頻繁に啓発を図る 犬のおしっこ、フン害等に関して、飼い主への 周知を行う	共助·互助 公助
	飼い猫や野良猫の不妊治療の補助	公助
防犯カメラに関して	防犯カメラの設置場所に関して調査を行い、 必要な個所を検討する	共助·互助 公助
古小いかよの前中など	県道花壇の落ち葉とゴミ収集を行政でやっ てほしい	公助
草刈りや木の剪定など 	草刈りなどを地元の企業に協力依頼する	共助·互助 公助

【交通】

課題	具体的な取組	主体	
	コミュニティバスの増便		
	コミュニティバスの時刻表に関して、大きく記	公助	
コミュニティバスに関して	載するなど、わかりやすく変更する		
	コミュニティバスを積極的に利用し、コースや	自助	
	便数などの要望を挙げる	共助·互助	
	カカン・の乗り合いでの利用	自助	
タクシーの利用に関して	タクシーの乗り合いでの利用	共助·互助	
	タクシーを利用しやすいよう、料金の改定や	共助·互助	
	補助を行う	公助	

【道路】

課題	具体的な取組	主体
歩道を含めた道路の整備	ボランティアに頼るだけでなく、地域で掃除 の回数を増やす	共助·互助
	歩道の段差の解消、側溝を改修した歩道の拡 張、消えている白線の改修	公助
スピードの出し過ぎなど危 険な運転の抑制	スピード制限の標示など危険運転を抑制す るための啓発	公助

【子ども】

課題	具体的な取組	主体
保育園への入園が難しい、 保育料が高い	保育士の増員、賃金の増加	公助
子どもの居場所づくり	公園の造成や散歩道の設定	公助
地域におけるマタフ士授	子どもの見守り当番や保育園などの読み聞	自助
地域における子育て支援 	かせなど、高齢者に参加してもらう	共助·互助

【空家】

課題	具体的な取組	主体
増加する空家対策	持ち主に連絡して空家や庭の管理を行って もらうよう連絡を徹底する 持ち主不明の場合は、行政で管理を行う	公助
	建て替え、取り壊し促進のため、空家の税金 を上げる	公助
県営住宅の空室対策	県営住宅の募集頻度を上げる	公助

【買い物】

課題	具体的な取組	主体
	タブレット教室や簡単なアプリの講座などを 公民館で開催し、インターネットを利用した買 い物ができるようにする	共助·互助 公助
買い物弱者への支援	移動販売車による買い物支援	共助·互助 公助
	乗り合いによる買い物支援	共助·互助 公助
	モール商店街などの買い物環境の充実	公助

【障害】

課題	具体的な取組	主体
障がいに対する支援の充実	車いすのレンタルに関して、増台や期間や時 間の延長など、使いやすい支援の充実	公助

7 前回計画の実施状況評価

基山町では、平成29年度に「第2期基山町地域福祉計画」を策定し、基山町・地域住民・各種関係機関等の多様な主体が協働し合い、「ともに生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」の視点に立った、支え合えるまちづくりを目指して、地域福祉施策を推進してきました。

第2期計画期間内における基山町の現状を見ると、高齢化率は平成 30 年の 29.3%から令和4年には 32.0%へ上昇し、単独世帯は平成 27 年の 1,403 世帯から 1,756 世帯、核家族世帯は平成 27 年の 4,051 世帯から 4,309 世帯へ増加し、核家族化の進行が見られるなど、更なる地域福祉の推進を必要とする状況へ変化してきました。

第2期地域福祉計画で定めた数値目標や地域福祉に関する施策の取組に関して、取りまとめを行います。

(1)数値目標の評価

第2期地域福祉計画では、具体的な取組の結果が可視化しやすいように数値目標を設定し、計画期間終了年度に検証することとしています。

第2期地域福祉計画の数値目標に関して検証を行いました。

結果実績値が の部分は目標を達成できたもの、 の部分は目標達成には至らないもの、 平成 28 年の実績値よりは改善されたものになります。

基本目標1 心つながるふれあいのまちづくり

	平成 28 年 実績値	第2期 目標値	結果 実績値	時期・出典
ご近所と「親しく付き合っている」町民 の割合	42.3%	50.0%	41.2%	令和 4 年 アンケート調査
行政組合加入率	89.3%	90.0%	76.3%	令和 4 年 11 月 18 日 現在
多世代交流センター憩の家の利用者数	13,362人	35,000人	14,370人	令和3年度
ふれあいいきいきサロンの参加者数	9,018人	9,500人	4, 197 人	令和3年度
子育て交流広場来館者数	10,295人	10,400人	8,886人	令和3年度
福祉交流館来館者数	13,655人	15,000人	4,912人	令和3年度
地区の民生委員及び民生委員協力員の 「担当・活動内容ともに知っている」 町民の割合	23. 1%	35.0%	19. 7%	令和 4 年
構築済みの見守りネットワークの数	149 ネット	160 ネット	126 ネット	令和 4 年 12 月 1 日 現在

^{※「}多世代交流センター憩の家の利用者数」、「子育て交流広場来館者数」、「福祉交流館来館者数」に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う利用制限を行いました。

基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

	平成 28 年 実績値	第2期 目標値	結果 実績値	時期・出典
特定健康診査受診率	48.0%	60.0%	50. 2%	令和3年
特定保健指導実施率	65.9%	75.0%	72.8%	令和3年
基山町高齢者人口に占める介護保険の要 介護認定率	14.4%	14. 4%	14. 1%	令和4年10月 鳥栖広域市町村圏組 合統計資料
ボランティアやNPO活動、地域活動等 に参加したことがある 60 歳以上の割合	47.0%	50.0%	60. 7%	令和 4 年 アンケート調査
シルバー人材センターの会員数	71 人	80 人	49 人	令和 4 年 12 月 1 日 現在
ボランティアやNPO活動、地域活動等 に参加したことがある町民の割合	48.4%	50.0%	56.0%	令和 4 年 アンケート調査
基山町ボランティアセンターに登録して いるボランティア団体数	46 団体	50 団体	59 団体	令和 4 年 12 月 1 日 現在
基山町ボランティアセンターに登録して いるボランティア個人数	179 人	200人	178 人	令和 4 年 12 月 1 日 現在
認知症サポーターの人数	1,640人	2,000人	2,700人	令和3年度

基本目標3 安全・安心なまちづくり

	平成 28 年 実績値	第2期 目標値	結果 実績値	時期・出典
地域の防災体制について、「満足」または 「まあまあ満足」と回答した町民の割合	15.8%	25.0%	21. 4%	令和 4 年 アンケート調査
災害時の避難場所を「知っている」町民 の割合	74.6%	100.0%	82. 2%	令和 4 年 アンケート調査
避難行動要支援者の個別計画策定人数	144人	450 人	82 人	令和4年
自分の地区に自主防災組織があることを 「知っている」町民の割合	18.4%	100.0%	26. 7%	令和 4 年 アンケート調査
地域の防犯体制について、「満足」または 「まあまあ満足」と回答した町民の割合	16.0%	30.0%	20.0%	令和 4 年 アンケート調査
安全パトロールを行っている地区の数	11 地区	17 地区	17 地区	令和4年
買い物等の便利さについて、「満足」また は「まあまあ満足」と回答した町民の割 合	44. 0%	60.0%	44. 9%	令和 4 年 アンケート調査
交通等の便利さについて、「満足」または 「まあまあ満足」と回答した町民の割合	46.9%	60.0%	43.6%	令和 4 年 アンケート調査

基本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

	平成 28 年 実績値	第2期 目標値	結果 実績値	時期・出典
保健・福祉の情報提供・相談体制について「満足」または「まあまあ満足」と回答した町民の割合	16.8%	30.0%	22. 7%	令和 4 年 アンケート調査
成年後見制度利用支援事業の利用者数	0人	4人	1人	令和3年
日常生活自立支援事業の利用者数	2人	3人	3人	令和 4 年 12 月 1 日 現在

(2)町・行政の具体的な取組の状況

第2期地域福祉計画の町・行政の取組状況に関して具体的な取組の内容、実績などに関して整理を行いました。

基本目標1 心つながるふれあいのまちづくり

①地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

具体的な取組	具体的な実績など
「基山町まちづくり基本条例」による協働 推進や福祉教育、各種講座の開催等により、 隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の 必要性・重要性についての意識啓発を行うと ともに、先進地区の取組内容等に関する情 報提供に努めます。	地域の課題解決やより良い住民生活の実現に向け、 創意工夫して自主的・継続的に取り組む町内のまちづく り団体の活動を支援するため、補助金を交付しました。 町民提案制度を活用し、町民の意見を取り入れた事 業実施を行いました。
基山町職員の地域活動への参加を促進します。	地域と行政とが共に取り組む「協働のまちづくり」を 推進するため、町職員を地域担当職員として各地域に 配置し、地域の課題や問題を解決するときの自治活動 を支援しました。
学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童・生徒の地域福祉への理解を深めていきます。	小学4年生の総合的な学習の時間で福祉に関する体験学習及び中学生職場体験学習での福祉関連事業所での体験学習を実施しました。

②地域における交流・ふれあいの促進

具体的な取組	具体的な実績など
地域でのふれあい活動に関する各種事業	各区の各種高齢者サークルで開催されている各種事
の拡充を図ります。	業の推進のため支援策を検討しました。
町民の交流の現状や情報等を広報紙やホ	各区で取り組んでいる教養講座やスポーツ活動等を
ームページを通じ広く伝え、人集めや交流の	周知し、交流活動の促進を図るため、地域を回り情報収
場づくりを促進します。	集を行いました。
サナが年起になしなったたの機会べてい	各区の各種高齢者サークルで開催されている様々な
│ 誰もが気軽に楽しめる交流の機会づくり │ に努めます。	事業を周知し、気軽に参加できる機会づくりのため、地
(C30)& 9 0	域を回り情報収集を行いました。
 基山町にある資源を活用し、子ども、子育	社会福祉協議会と連携し、福祉交流館や多世代交流
を山町にのつ員源を活用し、子とも、子自て世代、高齢者、障がい者等が身近な地域で集まり、交流できるような居場所の確保を支援します。	センター憩の家を交流の場所とし活用しました。
	また、令和4年度より憩の家で多世代食堂を開催し、
	誰でも気軽に集うことができるスペースを確保しまし
坂∪みり。	た。

具体的な取組	具体的な実績など
公共施設以外の居場所の確保策につい	公共施設以外での居場所情報については、役場掲示
て、他市町村の実践例等の情報収集、発信に	板やカウンターにチラシやパンフレットを設置し、発信に
努めます。	努めました。
基山町に登録している婚活支援員が、独	町主催の婚活イベント(集合型)にて、イベント参加者
参山町に豆跡している煩冶又接負が、独 身世代が交流できる場の促進や婚活、結婚	に対するアドバイスやマッチングにおけるサポートを行
	いましたが、令和2年度以降はコロナウイルス感染症の
か支援を行います。	影響により、婚活支援員の活動実績はありません。

③地域における支え合いの仕組みづくり

具体的な取組	具体的な実績など
見守りネットワーク事業として、郵便局や	日本郵便局株式会社、九州電力株式会社、株式会社
コンビニエンスストア、ガス協会等と協定を	セブン-イレブン・ジャパン、佐賀県医薬品配置協議会、L
結び、地域における安否確認や見守り活動	Pガス協会、コープさが生活協同組合の6社と協定を結
の日常化促進に努めます。	びました。
町社会福祉協議会と連携し、見守りネット	
ワークの構築を支援するとともに、個人情報	 民生委員・民生児童委員と町社会福祉協議会と連携
の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進に	し、個々の見守りネットワークの構築に努めました。
とって必要不可欠な各種情報の収集・提供を	して個でのがようがいた。
行います。	
	青少年育成町民会議及び子どもクラブについては、
青少年育成町民会議や青少年問題協議	各年度において年間事業を計画し、遂行しました。
会、子どもクラブ等各団体間の連絡調整を密	青少年問題協議会については、令和元年度からコロ
にし、学校・PTA等との連携を強化しながら	ナ禍により開催できていません。
地域ぐるみの育成体制を強化します。	補導員会については、毎月定例会を開催し、活発な活
	動を行いました。
 民生委員及び民生委員協力員の基本的役	民生委員児童委員の役割等を知っていただくため
割と活動内容を町民に周知します。	に、活動内容等を広報に掲載し、町民への周知を行いま
	した。
地域住民や転入者に対して、行政組合の	転入の手続きの際に行政区や行政組合についてのチ
説明を行い、参加を促す声かけを行います。	ラシを配布、説明して参加を促しました。

④心のバリアフリーの促進

具体的な取組	具体的な実績など
人権啓発や男女共同参画等を目的とした 講座や講演を実施するとともに、行政機関、 関係機関に対しての学習機会の提供を行い ます。	佐賀県部落解放推進協議会と連携し、人権啓発を目的とした人権啓発講座を開催しました。また、人権意識を高めるため、差別と人権を考える佐賀県県民集会や差別の現実に学ぶ研修会等へ参加しました。町民会館でのパネル展示や広報紙への記事の掲載により町民への啓発活動を行うとともに、町民及び職員に向けて、研修を実施しました。避難所運営に関し、令和3年度に佐賀県男女共同参画センター「アバンセ」の協力を得て講演会を実施し、その後、男女共同参画の目線での避難所運営を考える検討会を行いました。
障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。	ふれあいフェスタにおいて、障がいに関する相談ブースを設置し、啓発活動を行いました。 認知症地域支援推進員を配置し、各区のサロン活動などで、認知症サポーター養成講座に取り組みました。また、地域でできる支援等のアンケートを実施し、地域で連携できる仕組み作りに取り組みました。

具体的な取組	具体的な実績など
心のバリアフリーやノーマライゼーション、 ソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を 図ります。	人権や福祉に関する教育及び啓発活動として、人権 擁護委員と連携し、小学校にて人権教育を行うととも に、本町の行事等において、障害者マークのパネルの設 置及び広報誌への掲載を行いました。
基山町が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなくともに集い、理解を深めることができる各種イベント開催を推進します。	ふれあいフェスタにおいて、障がいに関する相談ブー スを設置し、啓発活動を行いました。

基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

①地域での健康づくり・介護予防の促進

具体的な取組	具体的な実績など
医療に関する助成制度の充実や健診等を 通じた町民の健康情報管理、経年的な情報 提供等により、町民の継続的な健康づくりを 支援していきます。	病後児保育施設の設置、県内の登録医療機関での胃内視鏡検診の開始、アピアランスケア支援補助金の創設、骨髄等移植推進事業助成金の創設を行いました。子どものインフルエンザ予防接種助成金の増額や対象年齢の引き上げ(1,500円→2,000円、中学3年まで→高校3年まで)を実施しました。令和3年の特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに目標値には届きませんでしたが、新型コロナ感染症の対策を工夫し、令和2年を上回る結果を残せました。また、令和2年からは、国保被保険者及び後期高齢被保険者へ切れ目ない支援を実施することで、町民の健康管理や経年的な情報管理を行うことにより、継続的な健康づくりの支援ができました。
介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と町民の意識の 啓発に努めます。	住民を対象とした講演会や研修の開催はできていません。
身近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるように、公民館等での健康教室や体操教室を開催し、地域住民の健康増進及び介護予防に努めます。 基山町食生活改善推進協議会と連携し、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さ、3食(朝・昼・夜)食べること等の食事の大切さを啓発します。また、各年代に応じた食育推進事業に取り組みます。	12地区・1施設で通いの場の開催を行いました。 各区で行われるサロンで、介護予防を目的とした健康 教室や体操教室に講師を派遣し、介護予防に取り組み ました。 基山町食生活改善推進協議会と連携し、ヘルスメイト 養成講座やその他の料理教室等の実施により、食の大 切さを啓発しました。また、令和2年からは新型コロナ の影響により、事業を中止し、町民への保健指導により 0歳から高齢者まで食の大切さを啓発することができ ました。
食事の調理等が困難な高齢者のお宅に昼 食・夕食を配達し、安否や健康状態の確認を 行い、異常等の早期発見や孤独感の解消に 努めます。	現在、年間約 23,000 食を配達し、安否確認とバランスの採れた栄養食を提供しています。

②生きがい活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
あらゆる世代の町民が文化・スポーツ活動 に親しむことができるよう、各種教室・イベン	町民体育大会、文化祭、区対抗スポーツ大会、生涯学 習講座、ダンスフェスティバル及び音楽祭等を実施し、
ト等を実施しながら、活動の普及・推進を図	町民の文化活動、スポーツ活動の普及・推進を図りまし
ります。	た。
高齢者や障がい者等の自己実現の可能性 を広げるため、IT学習の機会提供に努めま す。	高齢者や障がい者向けIT学習の機会を設けるためスマホ教室の開催を予定しています。

③ボランティア活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
学校教育におけるボランティア体験学習 の継続実施により、児童・生徒のボランティ アについての理解を深めます。	道徳や学級活動を通してのボランティア活動の理解 と啓発を行い、児童会、生徒会活動での実践(各学校で のボランティア活動、小中交流事業募金活動)も行いま した。
町民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。	ボランティア活動を行っている町内のまちづくり団体 にまちづくり基金事業により補助金の交付を行い、活動 支援の充実を図りました。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

①緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

具体的な取組	具体的な実績など
災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に町民に正確な情報を提供する体制を整備します。特に防災情報の配信には、防災行政無線やエリアメール、ホームページ等を活用し、情報伝達に努めます。	防災行政無線やエリアメール、ホームページ等に加え、令和3年4月からKBCテレビのdボタンを活用し、町の防災情報をデータ放送でも確認できるようにしました。
災害時の安全を確保できるよう、高齢者 や障がい者等の避難行動要支援者やその家 族、民生委員及び民生委員協力員等に対し て、避難場所や避難経路の確認、非常持出品 の備えや避難時の心構え等の防災知識の普 及・啓発活動等を行います。	民生委員及び民生委員協力員と連携し、避難行動要 支援者の状況を把握し、台帳の更新に取り組みました。 また、避難場所や避難経路を家族やその支援者と確 認する予定にしています。
今後も引き続き、避難所用緊急物資の整 備を継続します。	令和2年度に防災倉庫を建設し、間仕切り用段ボール やパーテーション、防災マット、簡易ベッドを整備しまし た。
避難行動要支援者台帳の整備を進め、広報紙への掲載等により、その内容を周知するとともに、特に避難支援の必要性の高い人を中心に、個別計画の策定を行います。 一般の避難所で共同生活が困難な要支援者に福祉避難所の周知を図り、安心して避難	避難行動要支援者台帳の更新に取り組みました。 自治会や民生委員の協力をいただき一人暮らしの高 齢者宅等を訪問し、聞き取り調査などを行い避難支援 の高い人の個別計画の策定に取り掛かっています。 平成31年4月に、全世帯に『基山町洪水・土砂災害ハ ザードマップ』を配布し、福祉避難所の周知を図りまし た。 また、基山町のホームページからハザードマップを確
生活ができるよう支援します。	認でき、福祉避難所の位置等を表示し、周知を図りました。

②地域における防犯活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
防犯灯等、地域の安全な環境づくりを支援 します。	防犯灯の修繕は、安全な町づくり推進協議会委員の 方からの報告を受け早急に対応しています。新規設置 については、区長との協議で計画的に行っています。
警察署と連携し、防犯情報の共有や危険 な場所については住民に周知・啓発をしま す。	防犯情報や危険な場所については、毎月、開催している安全な町づくり推進協議会で情報を共有し、安全な町づくり推進協議会委員から地域住民に対して周知・啓発を行っています。
発生箇所や内容等、具体的な犯罪発生情 報の提供に努め、防犯意識の向上を図りま す。	警察と連携し、詐欺被害等の内容を早急に確認し、被害防止に努めています。更に広報やホームページを活用し、住民に周知・啓発を行っています。警察からの依頼により防犯カメラの画像を提供し、事件解決に努めています。
悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、出前講座等において知識の普及・啓発に努めます。	被害防止のため、悪徳商法の手口や被害防止のため のアドバイスを定期的に広報やホームページに掲載して 住民への周知・啓発を行っています。出前講座等の要望 があれば警察と連携して講座を行っています。

③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

	= 11 11 1 1+ 1. 14
具体的な取組	具体的な実績など
様々な人の意見を踏まえ、歩道や道路、街 灯等を整備し、安全な生活環境の整備に努 めます。	町道三国・丸林線の道路改良に伴い車いす等利用者 のための歩車道拡幅を行いました。
「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や緊急性の高い場所のバリアフリー化に努め、バリアフリー、ユニバーサルデザインの基山町を目指します。	基山総合体育館のエレベーターの更新、誘導ブロック、道路と道路を接続する階段手摺設置を行いました。

④交通弱者に対する支援

具体的な取組	具体的な実績など
基山町コミュニティバスの運行回数や路線 の見直し等を行い、交通弱者の生活交通手 段の確保を図ります。	「基山町地域公共交通計画」を策定し、今後のコミュニティバスの利便性向上に向けた目標を設定し、実現するための施策等を定めました。また、町民等の要望を踏まえて、運行ルートの見直しやダイヤの改正及び新規バス停の設置等を行い、利便性の向上を図りました。利用促進の取組では、無料乗車券や定期券等の企画乗車券の発券を行うとともに、運転免許証自主返納者を対象とした運賃の無料化等を含めて出前講座において利用啓発を行いました。さらに、コミュニティバスの取組を補完する新たなモビリティサービスの導入を目指して、シャトルバスやオンデマンド車を主とした実証実験について取り組みました。
運転免許証返納者に対して、移動手段等 の確保の検討を行います。	運転免許証返納者に対しては、タクシー助成券の交付 や電動カート購入費の補助、きやまコミュニティバスが 無料で利用できることを周知して利用促進を図りまし た。
買い物弱者に対して、宅配サービスの提供 に関する支援の充実を図るとともに、宅配サ ービスの情報を整理し、利用方法等の情報提 供を行います。	宅配やその他福祉サービスのインフォーマルサービス 一覧表を作成し、周知を図りました。

⑤生活環境の保全

9工 点 垛児♥/休土			
具体的な取組	具体的な実績など		
適正なゴミ処理やペットの飼育に関して、 町民と地域への啓発を行います。	ごみ袋・ごみカレンダー・家庭ごみ分別大辞典・デジタル端末を利用したごみの出し方がわかる「ごみ分別検索システム」によるごみの分別、ダンボール・紙パック・雑誌等の資源物回収、不法投棄防止の看板設置及びパトロール、犬のしつけとマナー教室の開催、看板・広報・ホームページによる犬や猫の飼育マナーについての啓発を行いました。		
公園や歩道のアダプトプログラム制度によ る清掃を支援します。	町内の道路、水路、公園等をボランティアで美化活動する『アダプト・プログラム(道路等の里親制度)』には、個人登録 26 名、団体登録 35 団体、合計 923 名の方に活動していただき、ボランティア活動保険の加入手続き及び費用を負担し、ごみ袋や草刈り機用替刃などの清掃用具の支給を行いました。		
街灯や歩道の整備等、安全、快適な住環境	町道の点検を行い街灯や歩道の維持管理に努めまし		
の整備に努めます。	た。		
騒音問題に対して、適切な調査を行い、指 導等による改善を行います。	年に2~3回の騒音や振動についての相談や苦情があり、すぐに現地で騒音・振動測定を実施しました。その測定結果を元に原因者に指導や注意を行い、改善を図りました。		
空家に関しては、基山町空家等対策協議会において、倒壊の恐れのある空家への適切な対応を行うとともに、利活用できる空家については、空家の所有者と利用希望者とのマッチングを行います。	各区長のご協力をいただき、毎年、空家等の実態調査を実施するとともに、危険度の高い空家等については基山町空家等対策協議会にて協議の上、8件の空家等の除却を行いました。一方、利活用できる空家等については空家バンク(すまいるナビ)への登録を促し、9件の空家の利活用を図ることができました。		

基本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

①総合的な相談窓口の充実

具体的な取組	具体的な実績など
子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、 生活困窮者等の抱える生活課題に対し、専 門的かつ複合的なニーズにも対応できるよ う知識を深め、関係機関と連携し、必要な支 援を受けられるよう迅速な対応に努めます。	町の要保護児童対策地域協議会、鳥栖・三養基地域 自立支援協議会、県の生活自立支援センターと連携を 行いました。 また、高齢者世帯の個別訪問を行い、生活課題の把 握に努め、支援が必要な場合は、関係する機関へ繋げ支 援を行っています。
誰もが地域で安心して暮らせるように、子 ども、女性、高齢者、障がい者等に対する虐 待の予防と早期発見・早期対応、再発防止に 努めるとともに、各関係機関と速やかに連携 できる体制を強化します。	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、 実務者会議、個別ケース会議を行いました。 また、町内担当部署、警察、児童相談所等各関係機関 と連携し虐待の予防と早期対応を行いました。 虐待に繋がるような状況等を把握した場合は、地域 包括支援センター、福祉課への速やかな連絡を行いました。
様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに、 心理的に追い込まれ自殺することを防ぐた め、鳥栖保健福祉事務所や県の相談窓口の 情報提供を行います。	生活困窮や引きこもり等の相談があった場合には、 鳥栖保健福祉事務所や佐賀県生活自立支援センターと 連携し、生活保護や就業の対応を行いました。

具体的な実績など 具体的な取組 家族介護者相談日や毎月1回、相談場所を役場に設 基山地区地域包括支援センターにおいて、 ける等、相談しやすい体制づくりを行いました。 介護保険サービス等に関する様々な相談に また、生活支援コーディネーターが高齢者世帯の訪問 応じ、情報提供体制の充実を図ります。 を行い、相談窓口の周知を行いました。 子育て交流広場では、子育てコンシェルジュを配置し 随時育児相談等を行い、子育て世代包括支援センター 子育て交流広場における、育児相談助言・ の保健師とも連携し、情報共有等図りました。 情報提供体制の充実や基山町子育て支援ネ さらに、基山町子育て支援ネットワークコーディネー ットワークコーディネーターによる相談支援 ターにより、町内の保育園や幼稚園を巡回してもらい、 体制の強化を図ります。 相談や助言等行い、特に気になる子については、個別相 談を実施しました。 鳥栖・三養基地域自立支援協議会と連携 鳥栖・三養基地域自立支援協議会において研修会や し、障害福祉に関する相談支援事業や地域の 意見交換会等の協議に参加し、連携の強化を図りまし 関係機関によるネットワークの構築と連携の た。 強化を図ります。 困難事例の解決について、地域ケア会議 地域ケア会議を毎年、年4回開催し、専門職の意見を や関係者連絡会議等を開催することで、関係 参考に、利用者のニーズに沿った適切なサービスが提 機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用 供されているか検証するとともにケアマネージャーのマ 者のニーズに沿った適切なサービスが提供 ネジメント向上を図ることとしていましたが、感染症予 できるよう、ケアマネジメント体制の充実を 防の為開催を見送りました。令和 4 年度から ZOOM

②きめ細やかな情報提供の推進

図ります。

۴	シC 07mm には、61mmには、62mmを	
	具体的な取組	具体的な実績など
	広報誌への掲載や出前講座の開催、ホームページの活用等により、福祉制度やサービス提供の仕組みや事業者の情報等、わかり	身体障害者手帳制度等に関する出前講座を開催しま した。
	やすい情報提供に努めます。	広報誌とホームページによる情報提供を行いました。
	基山町の子育て世帯や高齢者、障がいの	
	ある人等を対象とした福祉サービスをまと	県が作成した障害者支援ハンドブックを使用し、周知
	めたガイドブックや、役場の関係部署や各種	を行いました。
	専門機関の連絡先をまとめた一覧表を作成	広報誌とホームページによる情報提供を行いました。
	し、誰もが相談先やサービス内容を理解し、	一覧表は、令和4年度内に作成を予定しています。
	利用できるように周知の徹底を行います。	

による開催に取り組みました。

③適切な福祉サービス利用の促進

具体的な取組	具体的な実績など
	子どもの医療費助成事業、未熟児養育医療費助成事
多様な課題を抱える子どもや子育て世	業、児童手当事業等における経済的支援、保育所等入
代、高齢者や障がい者、生活困窮者等に対応	所調整、延長保育事業等への給付事業、副食費の実費
するため、必要な人が必要な福祉サービスを	徴収に係る補足給付事業等家庭の状況に合わせた各種
利用できるように、福祉サービスの周知の徹	補助を行い、子育て世代の支援を行いました。
底を図ります。さらに、関係機関と連携し、課	高齢者サービスについては、インフォーマルサービス
題解決に向けた支援体制の充実に努めま	一覧表を作成し周知に努めました。また、課題発生時に
す。	関係する部署と情報共有し早期の支援に向けた取り組
	みを行いました。

具体的な取組	具体的な実績など
認知症高齢者や知的障がい者、精神障が い者等、判断能力が不十分な人が、地域で安 心して暮らすために、成年後見制度の普及と 利用支援に努めるとともに、町社会福祉協 議会が実施する日常生活自立支援事業の周 知を図ります。	成年後見制度利用支援制度を活用し、報酬助成等の 支援を行いました。 社会福祉協議会で法人後見に取り組むとともに、制 度の普及と利用促進のため中核機関の設置に向け検討 を始めました。
事業者のサービス実施体制、第三者評価 の結果等、事業者の積極的な情報提供を促 していきます。	各事業所や福祉制度に関するパンフレット等を住民 へ提供しやすいようサービス毎に整理し、情報提供を行 いました。
基山町の各種計画に基づき、各種福祉サ ービスの必要量の確保や質の向上を図るた めに基盤整備を行います。	福祉に関するサービスは、サービス毎に関係機関と連携し、情報提供や相談体制の整備に努めました。

④専門職団体との連携・協働及び強化

具体的な取組	具体的な実績など
地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供を行う民生委員及び民生委員協力員の活動を推進します。	民生委員及び民生委員協力員が地域を訪問し PR を 行いました。また、広報により活動内容を掲載し、広く町 民の方へ周知を行いました。
関係機関と連携し、鳥栖・三養基地域自立 支援協議会や地域包括支援センター等の主 催する会議及び協議会に積極的に参加し、地 域の現状と課題を把握し、その解決や地域資 源のネットワークによる支援体制の充実を図 ります。	鳥栖・三養基地域自立支援協議会の会議に積極的に 参加し、地域の現状と課題を把握し、その解決や地域資 源のネットワークによる支援体制の充実を図りました。
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活することができるように、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。	高齢者が住み慣れた地域で元気に過ごすために、居 宅介護支援事業所、包括支援センターと連携し、一人一 人に合った支援を行い、地域包括ケアシステムの構築に 取り組みました。
子育て支援サービスを行っている団体、機 関等の子育て支援関係団体と連携し、子育 て支援事業の充実を図るとともに、子育て支 援のネットワークづくりを進めます。	町では子育て支援サービスとして、地域子育て支援 拠点事業(きやま子育て交流広場)やファミリーサポート センター事業を直営で運営しました。 また、きやま子育て交流広場では、子育てに関する情 報交換や保護者・乳幼児の交流の場として多くの方が 利用され、育児サークル団体とも連携しながら、イベント 等行いました。

(4)社会福祉協議会の具体的な取組の状況

第2期地域福祉計画の社会福祉協議会の取組状況に関して具体的な取組の内容、実績などに関して整理を行いました。コロナ禍により活動を自粛される団体、サロン等ありましたが、感染予防に努め、人数制限に配慮し事業を実施しました。

基本目標1 心つながるふれあいのまちづくり

①地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

具体的な取組	具体的な実績など
町民対象に近隣同士の支え合いの重要性	
や具体的なボランティア活動の方法につい	生活支援サポーター養成講座を開催しました。
ての講座等を開催し、福祉意識の啓発を行	『てつだう隊』を発足しました。
います。	
地域での活動や近所付き合いの重要性を	 多世代交流サロンで地域の課題に関して話し合いを
考える場として、地域座談会を実施し、福祉	うに代文派がログで地域の森巌に関して品し合いを 行いました。
意識の啓発を行います。	1100000
様々な事業やサークル、団体活動について	
情報を提供し、地域福祉に関心を持てるよう	社協だより、HP での活動内容の周知を行いました。
に努めます。	
町社会福祉協議会の役割や使命等を理解	
していただくための広報活動の充実を図り	社協だより、HP での事業活動の報告を行いました。
ます。	

②地域における交流・ふれあいの促進

具体的な取組	具体的な実績など
地域に住む誰もが、気軽に集まり会話がで きる場づくりを企画し、活動の支援を行いま す。	サロンや多世代交流では感染に気をつけて実施し、支援しました。 憩の家でも感染予防に努めながら活動を行いました。
地域におけるふれあい活動やサークル等 のイベントの広報に努め、地域住民が情報を 手に入れ、参加できるように努めます。	社協だより、HP で周知を行うとともに、チラシなど を店舗などに置かせていただきました。

③地域における支え合いの仕組みづくり

具体的な取組	具体的な実績など
民生委員及び民生委員協力員、自治会、ふ	
れあいいきいきサロン協力員(以下、「サロン	活動で自粛の時は自宅でできる脳トレなどを準備し
協力員」という。)と連携し、ふれあいいきい	て、サロン協力員にご協力をいただき、公民館にてサロ
きサロン参加の声かけや見守りネットワーク	ン参加者への声かけなどを行いました。
の構築支援を行います。	
地域(隣近所や自治会等)安否確認や見守	普段の生活のなかで、ご近所で日常的に見守りを行
り活動の日常化を促進します。	いました。
基山町内福祉施設等の地域ケア会議に構	地域ケア会議に参加し、各種機関の方との情報の共
成員として参加し、情報共有を行います。	有を行いました。
福祉推進団体との連携強化と情報共有を	地域ケア会議時に団体の方との情報共有を行いまし
図ります。	た。
「できる範囲で」「無理のない」参加の呼び	 多世代交流サロンにおいて「地域座談会」を定期的に
かけを行い、地域住民と顔の見える関係づく	
りに努めます。	

④心のバリアフリーの促進

具体的な取組	具体的な実績など
福祉教室やチャリティー募金、各種講座を 開催し、参加を促す声かけや広報活動を行う ことで、交流の場を促進します。	毎年点字、手話、車椅子の福祉教室を小学校2校で行いました。 ふれあいフェスタ時の募金活動に小学生、中学生の 参加をいただきました。
福祉に関する団体等の助成を行うことで、 各団体の交流活動を支援し、また事業報告 を行うことで、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの福祉意識の啓発に 努めます。	助成金を交付し、団体の研修や交流の活動支援を行いました。

基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

①地域での健康づくり・介護予防の促進

具体的な取組	具体的な実績など
各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活	サロンでの半日バスハイクや出前講座、レクリエーショ
動支援に向けた取組の強化を図ります。	ンなどの活動支援を行いました。
「ふれあいいきいきサロン」において介護	
予防講座を開催し、町民の健康増進の機会	出前講座などで、介護予防、健康体操を開催しまし
を増やすとともに、健康意識の啓発に努めま	た。
す。	

②生きがい活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
「生きがい」を感じるための啓発活動及び 活動の周知、各種ボランティア講座の充実に 取り組みます。	ボランティア講座の情報やボランティア活動の様子な どを社協だよりや HP で紹介しました。
町民が生きがいを持って取り組む様々な 活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養 成を図ります。また、あらゆる世代の町民が 参加できるように、プログラムの改善を行い ます。	サロンでのバスハイクや多世代交流サロンにおいて、参加しやすいようにメニューの改善を行いました。 憩の家ではイベントなど多世代で参加しやすい事業 を行いました。 ボランティア講座を休日に開催し、幅広い年齢層が受講できよう計画しました。
若い世代や働き盛りの世代を対象とした、 休日のサークル(教室)の実施を支援します。 身近な地域で健康増進及び交流の機会を図 れるよう、活動を支援します。	外遊び講座や多世代交流サロンに関して、若い世代 が参加しやすいよう休日開催を行いました。 憩の家では親子で参加できるイベントを開催しまし た。
高齢者の能力や経験が活かせるよう、シル バー人材センターへの登録を呼びかけ、就労 機会の確保に努めます。	社協だより、HP での会員募集を行いました。 基山町生涯現役促進協議会、ハローワークとの連携 を行いました。

③ボランティア活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアセンターで様々なボランティア養成 講座の開催や活動に関する学習の場を提供 するとともに、ボランティアの育成を推進し ます。	ボランティア養成講座、スキルアップ講座を開催しま した。

具体的な取組	具体的な実績など
ボランティア活動に関する相談体制を充	ボランティア推進協議会の「おゆずり会」の活動を支
実させるとともに、情報提供や啓発を行い、	援しました。
個人・団体の活動支援の強化と、参加しやす	社協だより、HP にて活動の報告や募集などを行いま
い環境づくりを行います。	した。
地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った活動を行います。	『てつだう隊』を発足して困りごとに対して活動を行いました。 多世代交流サロンで地域の方の困りごとを聞き取り、 『てつだう隊』の紹介を行いました。
学校におけるボランティア体験学習を支 援します。	車いす、手話、点字教室を各小学校で実施しました。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

①緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

具体的な取組	具体的な実績など
災害時に助け合いのできる仕組みの基盤	
づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、	災害ボランティア講座を開催し災害時に地域で活動
ボランティアセンターの機能の充実に努めま	していただくボランティアを養成しました。
す。	
自然災害を想定した設置訓練や災害ボラ	
ンティア講座を開催し、災害時における助け	地域で消防訓練に合わせて災害食や応急手当の講座
合いの重要性や災害食づくり、応急手当の方	を行いました。
法等を実施し、防災意識の啓発に努めます。	

②地域における防犯活動の促進

具体的な取組	具体的な実績など
地域ネットワーク活動を活用し、地域にお	サロンでの出前講座において最新の消費トラブルや
ける安否確認や見守り活動の日常化を促進	詐欺についての説明を聞きました。
し、各地区において悪徳商法等による消費生	民生委員を通して地域の方で気になる方へのネット
活問題の被害を未然に防ぐ等、防犯活動へ	ワークの申請の声かけやご近所の方に見守りの協力を
の取組を支援します。	お願いしました。

③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

具体的な取組	具体的な実績など
ユニバーサルデザインの理念を浸透させ	
る広報・啓発活動や福祉教育を推進します。	福祉教室を通して思いやりの気持ちを伝えました。

④交通弱者に対する支援

具体的な取組	具体的な実績など		
シルバー人材センターで、高齢者世帯への	生活支援サポーターが引き継いだ「てつだう隊」とシ		
軽度な生活支援(買い物・通院の付き添い	ルバー人材センターの家事援助を連携して支援しまし		
等)を実施します。	た。		

⑤生活環境の保全

具体的な取組	具体的な実績など	
シルバー人材センターで、高齢者世帯への 軽度な生活支援(ゴミ出し、除草等)を実施し ます。	生活支援サポーターが引き継いだ「てつだう隊」とシルバー人材センターの家事援助を連携して支援しました。 シルバー人材センターでの訪問 B にて実施しました。	

基本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

①総合的な相談窓口の充実

具体的な取組	具体的な実績など	
相談員の資質向上に向け、専門的知識の 習得に向けた研修会の開催や地域ケア会 議、ボランティア団体での助言・提言を行い ます。	県の研修に参加しました。 成年後見制度に関して研修会を実施し、地域包括支 援センター、行政、相談員と参加しました。	
地域における身近な相談支援体制の構築 に努めます。	相談窓口を実施しました。	
行政とともに、総合的な相談窓口の充実 を図るとともに、相談者が住んでいる地域に ある社会資源を把握し、専門的な支援が必 要なものについては専門的機関へ引き継ぎ ます。	相談窓口を実施しました。	

②きめ細やかな情報提供の推進

具体的な取組	具体的な実績など
社協だよりや各種講座による情報提供の 充実を図るとともに、地域ネットワークの構 築支援を通して、地域の身近な相談支援体 制の整備を促進します。	社協だより、HP にて周知を行いました。

③適切な福祉サービス利用の促進

具体的な取組	具体的な実績など	
日常生活自立支援事業への理解が深ま		
り、必要な人が必要な支援を受けられるよ	 定期的に社協だより、HP に掲載を行いました。	
う、町民への啓発・広報活動を行い、事業の	た別で引いた	
利用につなげていきます。		

④専門職団体との連携・協働及び強化

具体的な取組	具体的な実績など	
基山町(行政)や各職能団体と連携し、相 互の情報交換、社会資源の活用による支援 の充実につなげます。また、各会議に参加す ることにより、他団体とのネットワークを広 げます。	鳥栖・三養基地区総合相談支援センターキャッチ、地域包括支援センター、生活自立支援センターが行っている会議へ参加しました。	
地域福祉情報交換会を通して各団体に共 通する課題を「解決すべき課題」として共有 し、解決に向けた連携や支援体制を構築しま す。	ケア会議等に参加しました。	



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本町においては、少子高齢化や核家族化が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中で、第2期基山町地域福祉計画においては、基山町・地域住民・各種関係機関等の多様な主体が協働し合い、「ともに生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」の視点に立った、支え合えるまちづくりを目指して、~集い ふれあい 助け合い~ 『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』を基本理念としました。

本計画においては、第2期基山町地域福祉計画の方向性はそのままに、基本理念を、~集い ふれあい 助け合い~『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

〜集い ふれあい 助け合い〜 『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の 5 年間で実現すべきこととして、次の 4 項目を第3期基山町地域福祉計画の基本目標として、総合的に推進します。

基本目標1	心つながるふれあいのまちづくり
基本目標2	健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
基本目標3	安全・安心なまちづくり
基本目標4	福祉サービスを利用しやすいまちづくり

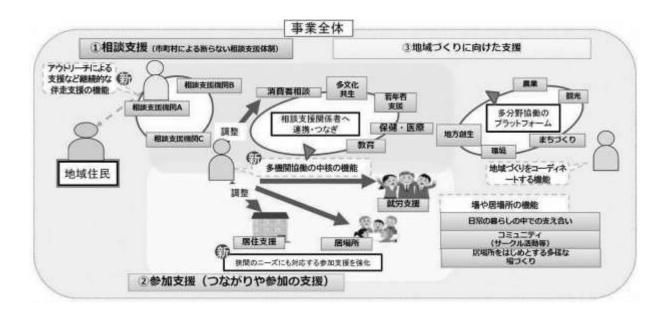
3 重層的支援体制整備に向けた取組

(1)社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや80代の親が50代の子どもの生活を支えるといった8050問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本町でも地域共生社会の実現に向けた取組を推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい福祉・社会福祉を所管する福祉課が中心となり、各支援機関との連携を図り実施を検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置及び体制づくりを目指します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるようコーディネーターの養成を検討し、既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

各相談支援機関のコーディネート機能を持つ包括的支援相談窓口で受け止めることで、複雑化・複合化した事例については他機関協働事業へつなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できる体制づくりを目指します。

③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取組を今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を 地域での気づきから支援へ円滑につなぐことができるよう、体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めていない人への 支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など町内の様々なネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取組を広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

4 施策体系図

基本 理念	基本目標	基本目標達成のための施策の方向	
	基本目標1	(1)地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	75頁
		(2)地域における交流・ふれあいの促進	77頁
	心つながるふれあいの まちづくり	(3)地域における支え合いの仕組みづくり	79頁
『 み ん		(4)心のバリアフリーの促進	81頁
んなで		(1)地域での健康づくり・介護予防の促進	82頁
創りる集	基本目標2 健やかにいきいきと 暮らせるまちづくり	(2)生きがい活動の促進	83頁
い 心 豊ふ		(3)ボランティア活動の促進	85頁
かれ なあ 支 う 助 は 基本目標3		(1)緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり	87頁
		(2)地域における防犯活動の促進	89頁
	基本目標3 安全・安心なまちづくり	(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	90頁
まいち		(4)交通弱者に対する支援	91頁
きゃ		(5)生活環境の保全	93頁
やまっ		(1)総合的な相談窓口の充実	94頁
	基本目標4	(2)きめ細やかな情報提供の推進	96頁
	福祉サービスを利用 しやすいまちづくり	(3)適切な福祉サービス利用の促進	98頁
		(4)専門職団体との連携・協働及び強化	100頁



第4章 施策の展開

基本目標1

心つながるふれあいのまちづくり

(1)地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりのためには、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが大切です。 しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティー意識は薄れつつあります。地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、住民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

アンケート調査によると、近所付き合いに対する考え方(26 頁)では、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うが日常生活に便利なことが多いので必要である」と考える割合は、6割以上なっています。

地域における様々な生活課題や福祉課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を越えた協働体制が求められています。

地域意識を高めるには、隣近所や自治会の役割を再認識する必要があります。隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一員である意識を啓発し、地域における様々な生活課題や福祉課題に興味関心を持つとともに、解決に向けた積極的な活動への参加を促進する必要があります。

【今後の取組】

地域住民

- ○あいさつに始まる声かけ等を行うことで、隣近所や外出が困難な人等と関わりを深め、助け合いの意識を持ちます。
- ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- ○隣近所や自治会等の役割を再認識します。
- ○地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加するとともに、参加を促す声かけを行 い、地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- ○誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。

福祉事業所等

- ○地域の様々な行事に参加し、福祉情報の提供やサービス利用者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- ○福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるように情報 提供等の参加支援を進めます。

社会福祉協議会

- ○地域住民対象に近隣同士の支え合いの重要性や具体的なボランティア活動の方法についての講座等を開催し、福祉意識の啓発を行います。
- 〇地域での活動や近所付き合いの重要性を考える場として、地域座談会を実施し、福祉意識 の啓発を行います。
- ○様々な事業やサークル、団体活動について情報を提供し、地域福祉に関心を持てるように 努めます。
- ○社会福祉協議会の役割や使命等を理解していただくための広報活動の充実を図ります。

町·行政

- ○「基山町まちづくり基本条例」による協働推進や福祉教育、各種講座の開催等により、隣近 所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行うととも に、先進地区の取組内容等に関する情報提供に努めます。
- ○基山町職員の地域活動への参加を促進します。
- ○学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童・生徒の地域福祉への理解を深める とともに、総合的な学習等を通して、地域学習の一環として福祉の分野に取り組みます。

評価指標	現状	目標
ご近所と「親しく付き合っている」町民の割合	41.2% (令和4年)	50.0%
行政組合加入率	76.3% (令和4年)	90.0%

(2)地域における交流・ふれあいの促進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査によると近所付き合いの程度 (25 頁) では、「親しく付き合っている」よりも、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」の回答が多くなっており、またワークショップにおいても近所づきあいの希薄化が課題に挙げられています。

基山町においては居場所づくりや交流の機会として、高齢者には「ふれあいいきいきサロン」や「福祉交流館における交流事業」、多世代交流として、「多世代交流センター憩の家における交流事業やサークル活動」「多世代食堂」などを実施してきました。今後も様々な世代が交流できる機会の場づくりを進めるとともに、近年増加傾向にある一人親世帯や障がい者、外国人が、それぞれ気軽に集まって過ごせる居場所や交流の機会を増やし、地域社会の一員とし互いに思い合える関係づくりを進めることが必要です。

さらに、基山町内で各種サービスを提供している福祉事業者においても、サービス利用者とその家族だけではなく、地域住民の事業内容の理解を進め、サービス利用者と地域住民との交流を促進するような取組が求められています。

地域で交流を進めていくためには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、場所や交流機会に関する情報発信にも努め、誰もが気軽に集うことのできる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ることが必要です。

【今後の取組】

地域住民

- ○隣近所や趣味をともに楽しむ者同士が、日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみ の場を積極的に持つよう、心がけます。
- ○地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、隣近所に声かけして参加 を促し、世代間交流の機会を作ります。
- ○地区の公民館や休耕地等を地域の交流の場として活用します。

福祉事業所等

○福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

社会福祉協議会

- ○地域に住む誰もが、気軽に集まり会話ができる場づくりを企画し、サロン協力員、民生委員、子どもクラブ、ボランティア等と連携、協力者の活動の支援を行います。
- ○地域におけるふれあい活動やサークル等のイベントの広報に努め、地域住民が情報を手に 入れ、参加できるように努めます。

町·行政

- ○地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
- ○町民の交流の現状や情報等を広報紙やホームページを通じ広く伝え、人集めや交流の場づ くりを促進します。
- ○誰もが気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 〇基山町にある資源を活用し、子ども、子育て世代、高齢者、障がい者、外国人が身近な地域 で集まり、交流できるような居場所の確保を支援します。
- 〇公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集、発信に努めます。
- ○基山町主催の婚活イベント(集合型)にて、イベント参加者に対するアドバイスやマッチング におけるサポートを行います。

評価指標	現状	目標
多世代交流センター憩の家の利用者数	14,370人 (令和3年度)	33,000 人
ふれあいいきいきサロンの参加者数	4, 197 人 (令和 3 年度)	11,000人
子育て交流広場来館者数	8,886 人 (令和3年度)	10,400 人
福祉交流館来館者数	4,912 人 (令和3年度)	13,000 人

(3)地域における支え合いの仕組みづくり

【現状と課題】

地域社会は、様々な人が暮らしており、家族の次に地域内の基本的なつながり・まとまりとなる単位です。しかし、急速な少子高齢化をはじめ、核家族世帯や一人親世帯、一人暮らし世帯の増加、 非婚化や晩婚化等によって生活様式が多様化した今、地域住民は様々な生活課題を持ち、これまでの地域の連帯感や地域社会の役割を維持・充実させていくことは難しくなっています。

基山町では、民生委員及び民生委員協力員が支援の必要な人への訪問や情報提供、相談活動等に取り組んでいますが、アンケート調査によると、担当・活動内容に関する認知度(36 頁)は低く、今後の福祉に関するニーズの増大や多様化、情報把握の困難性等から、その活動にも限界があります。

地域には自治会や高齢者サークル・子どもクラブ・PTA 等の様々な組織があり、こうした地域 組織の活動が地域福祉を推進していく上での基礎となっていきます。しかし、参加人数の減少や 高齢化や組織間の連携の不十分さ等の課題が指摘されています。住民同士の助け合い活動を充 実させるためには、それぞれの地域組織が役割分担を明確にして連携を図り、活動を活性化して いくことが必要です。

アンケート調査において、日常生活が不自由になった時に地域で手助けをして欲しい内容(27頁)として、「見守りや声かけ」「災害時の手助け」「通院など外出の手伝い」「買い物の手伝い」などの意見が挙げられています。隣近所に困っている家庭があった場合にできる手助け(27頁)としても、同じ意見が挙がっていることから、今後、このような地域で日常的に手助けし合える支え合いの仕組みづくりを推進する必要があります。

【今後の取組】

地域住民

- ○地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認等交流を活発に し、隣近所同士で助け合います。
- 〇民生委員及び民生委員協力員、自治会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用すると ともに、地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。
- ○地域福祉活動に必要となる個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルール 作りに取り組みます。

福祉事業所等

○サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機 関へつなげていきます。

社会福祉協議会

- 〇民生委員及び民生委員協力員、自治会、ふれあいいきいきサロン協力員(以下、「サロン協力員」という。)と連携し、ふれあいいきいきサロン参加の声かけや見守りネットワークの構築・支援を行います。
- ○地域(隣近所や自治会等)の協力を得た見守りネットワークの構築・支援を行い、安否確認 や見守り活動の日常化を促進します。
- ○基山町内福祉施設等の地域ケア会議に構成員として参加し、情報共有を行います。
- ○福祉推進団体との連携強化と情報共有を図ります。
- ○「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけを行い、地域住民と顔の見える関係づくりに 努めます。
- ○高齢者から子どもまで誰もが食事等を通して交流の場を広げ地域との連携に努めます。

町·行政

- ○見守りネットワーク事業として、郵便局やコンビニエンスストア、ガス協会等と協定を結び、 地域における安否確認や見守り活動の日常化促進に努めます。
- ○町社会福祉協議会と連携し、見守りネットワークの構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供を行います。
- ○青少年育成町民会議や青少年問題協議会、子どもクラブ等各団体間の連絡調整を密にし、 学校・PTA等との連携を強化しながら地域ぐるみの育成体制を強化します。
- 〇民生委員及び民生委員協力員の基本的役割と活動内容を町民に周知します。
- ○地域住民や転入者に対して、行政組合の説明を行い、参加を促す声かけを行います。

評価指標	現状	目標
地区の民生委員及び民生委員協力員の「担当・活動内容と もに知っている」町民の割合	19.7% (令和4年)	35.0%
構築済みの見守りネットワークの数	126 ネット (令和 4 年)	160 ネット

(4)心のバリアフリーの促進

【現状と課題】

地域福祉においては、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯は不可欠であり、ふれあいと支え合いのまちづくりを進めていくには、互いの立場を理解し、尊重して認め合うことが大切です。

全ての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、各種 広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの「性的マイノリティ(性的 少数者)」「LGBT」などを含んだ人権教育・福祉教育の充実やボランティア活動等を通して、差別 や偏見のない社会を目指していくことが大切です。

また、貧困や失業に陥った人々、障がい者等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「ともに生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」 の視点に立った支え合いのまちづくりを推進していく必要があります。

自治会や学校、町社会福祉協議会、地域の福祉事業所等との連携により、各種啓発活動や人権 教育・福祉教育の充実、さらには地域における多様な町民の交流・ふれあいの機会の充実により、 心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

【今後の取組】

地域住民

- ○性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重 し合えるよう、多様性の理解に努めます。
- 〇日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。

福祉事業所等

○地域で共生できる仕組みづくりの理解と周知を図ります。

社会福祉協議会

- ○福祉教室や各種講座を開催し、参加を促す声かけや広報活動を行うことで、交流の場を促進します。
- ○福祉に関する団体等の助成を行うことで、各団体の交流活動を支援し、また事業報告を行うことで、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの福祉意識の啓発に努めます。

町·行政

- ○人権啓発や男女共同参画等を目的とした講座や講演を実施するとともに、行政機関、関係 機関に対しての学習機会の提供を行います。
- 〇障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。
- 〇心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。
- 〇基山町が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなくともに集い、理解を深めることができる各種イベント開催を推進します。

基本目標2

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

(1)地域での健康づくり・介護予防の促進

【現状と課題】

健康は全ての人にとっての願いであり、町民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、生活様式が多様化している現代社会では、生活習慣病などが増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療など、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという意識を持つことも大切です。

基山町においては、介護予防健診や健康教室等の支援の充実を図っており、住民自身が健康増進に向けて体操等に積極的に取り組む姿勢がみられ、実際に要介護認定率は年々減少しています。しかし、年齢に伴う身体機能の低下により、要介護状態となるリスクが高くなるため、健康増進に向けた取組を今後も継続していく必要があります。

病気の早期発見や早期治療につなげるため、適切な医療が受けられる支援体制の充実はもとより、町民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりや介護予防の取組を 実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

また、町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を 送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

【今後の取組】

地域住民

- ○町民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等を実践します。
- ○隣近所、同世代で気軽に集まることのできる仲間同士でのウォーキングや体操を行う等、 ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
- ○地域で開催される「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」等に積極的に参加します。

福祉事業所等

○自立に向けたセルフケア(自己管理)を支援していきます。

社会福祉協議会

- ○各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活動支援に向けた取組の強化を図ります。
- ○「ふれあいいきいきサロン」において介護予防講座を開催し、地域住民の健康増進の機会 を増やすとともに、健康意識の啓発に努めます。

町•行政

- ○医療に関する助成制度の充実や健診等を通じた町民の健康情報管理、経年的な情報提供 等により、町民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- ○介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と町民の意識の啓発 に努めます。
- ○身近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるように、公民館等での介護予防健診や健康教室、介護予防教室を開催し、地域住民の健康増進及び介護予防に努めます。
- ○食育の推進について、母子手帳配布、乳幼児健診、総合健診、後期高齢者健診(フレイル健診)の中で保健指導や保健相談等により、健康であることの大切さ、3食(朝・昼・夜)食べること等の食事の大切さの啓発に努めます。
- ○食事の調理等が困難な高齢者のお宅に昼食・夕食を配達し、安否や健康状態の確認を行い、異常等の早期発見や孤独感の解消に努めます。

【評価指標と目標】

評価指標	現状	目標
特定健康診査受診率	50.2% (令和3年)	60.0%
特定保健指導実施率	72.8% (令和3年)	75.0%
基山町高齢者人口に占める介護保険の要介護認定率	14.1% (令和4年)	14.1%

(2)生きがい活動の促進

【現状と課題】

身体の健康のみならず、心や気持ちも穏やかに過ごし、心身ともに健康であることは、町民の心豊かな充実した生活の基盤となります。近年は長寿化による余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌し、自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっても大きな課題となっています。

高齢化の進む中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるかという点は、地域福祉を推進するための重要な条件ともなります。

また、団塊の世代や高齢者に限らず、若い世代や障がい者に対する生きがい活動も促進する必要があります。生きがい活動とは、自らの知識や経験、能力、技術等を活かした地域福祉活動にとどまらず、就労や文化・スポーツ活動、生涯学習も含まれます。特に近年の生涯学習においては、情報収集や買い物、娯楽等の日々の生活をよくするために、パソコンやタブレット等を使った IT (情報技術)学習が求められています。

あらゆる世代の町民が地域で心身ともに健やかに過ごせるように、生きがいを感じることのできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする 人材の確保を図ることが大切です。

【今後の取組】

地域住民

- ○自らの意志や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを感じることのできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- ○自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。
- ○地域で開催される、「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」等に参加し、仲間づくりや世 代間交流を積極的に行います。

福祉事業所等

○サービスの提供機会等を通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。

社会福祉協議会

- ○「生きがい」を感じるための啓発活動及び活動の周知、各種ボランティア講座の充実に取り 組みます。
- ○地域住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。また、あらゆる世代の地域住民が参加できるように、プログラムの改善を行います。
- 〇若い世代や働き盛りの世代を対象とした、休日のサークル(教室)の実施を支援します。身 近な地域で健康増進及び交流の機会を図れるよう、活動を支援します。
- 〇高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機 会の確保に努めます。

町•行政

- ○あらゆる世代の町民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント 等を実施しながら、活動の普及・推進を図ります。
- ○高齢者や障がい者等の自己実現の可能性を広げるため、IT学習の機会提供に努めます。

評価指標	現状	目標
ボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したことがある 60 歳以上の割合	60.7% (令和4年)	70.0%
シルバー人材センターの会員数	49 人 (令和 4 年)	55 人

(3)ボランティア活動の促進

【現状と課題】

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においてとりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。基山町は、町社会福祉協議会に「基山町ボランティアセンター」を置き、町民のボランティア活動への参加促進を図っています。令和3年度において、センターに登録しているボランティア団体は57団体、個人登録は176人となっています。

また自治会や高齢者サークル等の地域活動は、そのほとんどが実質的にはボランティア活動であり、ボランティア活動をしているという認識はなくても、地域活動をすることによってボランティア活動を実践している人は少なくありません。

アンケート調査によると、福祉に関するボランティア活動や NPO 活動、地域活動等に参加したことがない人(31 頁)は前回の 46.4%から 38.2%と 8.2 ポイント減少しており、前回調査よりもボランティア活動に対する意識は高まっています。

ボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取組(32 頁)として、活動に関する情報 提供などが多くなっており、ワークショップにおいてもボランティアの活性化が求められているこ とから、ボランティアやNPO活動、地域活動に関する広報や啓発、参加しやすい仕組みづくりな どが求められています。

今後も、基山町は町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信を行い、町 民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアやボ ランティアリーダーを育成する必要があります。

【今後の取組】

地域住民

- ○ボランティアの重要性や支え合いの大切さ等を積極的に話し合います。
- ○地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。

福祉事業所等

○ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア 活動にもつなげていきます。

社会福祉協議会

- ○地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアセンターで様々なボランティア養成講座 の開催や活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ○ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、個人・ 団体の活動支援の強化と、参加しやすい環境づくりを行います。
- ○地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った活動を行います。
- ○学校におけるボランティア体験学習を支援します。

町·行政

- ○ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を 行います。
- ○学校教育におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童・生徒のボランティアについての理解を深めます。
- 〇町民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

評価指標	現状	目標
ボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したこと がある町民の割合	56.0% (令和4年)	60.0%
基山町ボランティアセンターに登録しているボランティ ア団体数	59 団体 (令和 4 年)	65 団体
基山町ボランティアセンターに登録しているボランティ ア個人数	178 人 (令和 4 年)	200 人
認知症サポーターの人数	2,700 人 (令和3年度)	3,000人

基本目標3

安全・安心なまちづくり

(1)緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

【現状と課題】

近年、地震や台風、集中豪雨による大規模自然災害が九州各地で起こり、防災に対する意識は 高まってきています。避難行動要支援者には、災害に対して特別な支援が必要であり、地域社会 全体で防災対策の充実を図ることが重要となっています。

アンケート調査によると災害時の適切な避難 (40 頁) では、「できると思う」が7割近くと最も多くなっていますが、「できないと思う」とした方も3割強いらっしゃいます。また、災害時の避難場所 (41 頁) を「知らない」とした方も2割弱という結果になりました。また、災害に対する備え (39 頁) では、前回調査と比較して「特に何もしていない」が減少し、「水や食料などの非常食を備蓄している」が大幅に増加するとともに、地域での災害時の避難場所の認知状況 (39 頁) や自主防災組織の認知状況 (39 頁) に関しても前回調査と比較して増加していることから、災害に関する意識の向上がみられます。

全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防災力を高めていくことが重要です。

【今後の取組】

地域住民

- 〇日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整 えます。
- ○防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮 した防災体制の点検を行います。
- ○日頃から、高齢者や障がい者等の存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、 救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に積極的 に協力します。

福祉事業所等

○防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。

社会福祉協議会

- 〇災害時に助け合いのできる仕組みの基盤づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- ○自然災害を想定した設置訓練や災害ボランティア講座を開催し、災害時における助け合い の重要性や災害食づくり、応急手当の方法等を実施し、防災意識の啓発に努めます。

町·行政

- ○災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に町民に正確な情報を提供する体制を整備します。特に防災情報の配信には、防災行政無線やエリアメール、ホームページ等を活用し、情報伝達に努めます。
- ○災害時の安全を確保できるよう、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者やその家族、民 生委員及び民生委員協力員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや 避難時の心構え等の防災知識の普及・啓発活動等を行います。
- ○今後も引き続き、避難所用緊急物資の整備を継続します。
- ○避難行動要支援者台帳の整備を進め、広報紙への掲載等により、その内容を周知するとと もに、特に避難支援の必要性の高い人を中心に、個別計画の策定を行います。
- ○一般の避難所で共同生活が困難な要支援者に福祉避難所の周知を図り、安心して避難生 活ができるよう支援します。

評価指標	現状	目標
地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」 と回答した町民の割合	21.4% (令和4年)	25.0%
災害時の避難場所を「知っている」町民の割合	82.2% (令和4年)	100.0%
避難行動要支援者の個別計画策定人数	82 人 (令和 4 年)	450 人
自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」町 民の割合	26.7% (令和4年)	100.0%

(2)地域における防犯活動の促進

【現状と課題】

近年、経済の低迷を受け、犯罪率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。その上、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。

基山町では、警察による防犯対策はもちろんのこと、地域での安全パトロールや出前講座、防犯カメラの設置等の防犯対策に努めてきました。

凶悪化や多様化する犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報などを活用した情報提供など、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

【今後の取組】

地域住民

- ○地域における犯罪を防止し、安全に安心して暮らせる地域とするため、地域での防犯活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- ○犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、地域で防犯につながる情報の共有を図ります。
- ○安全パトロールを充実させ、地域の安全は自分たちで守ります。
- ○ながらパトロールとして登下校の時間帯に買い物や犬の散歩等を行うとともに、見守り人 員を増やし、気になる子には声をかける等して、子どもたちを犯罪から守ります。
- ○子ども 110 番の家の設置に協力します。
- ○学校関係者と保護者、地域住民が連携し、通学路の危険な場所を点検し、周知に努めます。

福祉事業所等

○福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。

社会福祉協議会

○地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進し、各地区において悪徳商法等による 消費生活問題の被害を未然に防ぐ等、防犯活動への取組を支援します。

町·行政

- ○防犯灯等、地域の安全な環境づくりを支援します。
- ○警察署と連携し、防犯情報の共有や危険な場所については住民に周知・啓発をします。
- ○発生箇所や内容等、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。
- ○悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、 出前講座等において知識の普及・啓発に努めます。

【評価指標と目標】

評価指標	現状	目標
地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」 と回答した町民の割合	20.0% (令和4年)	30.0%
ながらパトロール登録者数	501 人 (令和 3 年度)	800 人

(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

基山町では、安全性、利便性、快適性が確保された「福祉のまちづくり」が推進されています。ともに生きるというノーマライゼーションの理念のもと、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去(バリアフリー)することが大切です。さらに、高齢者や障がい者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間や基山町を創出していく、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていくことも重要です。

これまでの福祉のまちづくりへの取組として、基山町では公園や駅のバリアフリー化を進め、町社会福祉協議会では各種講座や福祉教室の開催等で啓発を進めてきました。

基山町では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー法) や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、今後も公共施設や道路のユニバーサルデザインによ るまちづくり及びバリアフリー化を進めます。

また、既存の施設や道路の改修については予算や時間的な制約があり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。例えば、点字ブロックが何のために設置されているのか理解促進を図ることで、点字ブロック上に自転車等の放置を防ぐ等、町民や事業者等が身近で協力できることを考え、お互いが気持ち良く生活できる環境を自然に作れるように啓発活動を推進します。

【今後の取組】

地域住民

- ○学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方法を検討します。
- ○駐車や駐輪が、杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気を付けます。

福祉事業所等

- ○サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所 やバリアチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- ○居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づ くりの助言を行います。

社会福祉協議会

○ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

町·行政

- ○様々な人の意見を踏まえ、歩道や道路、街灯等を整備し、安全な生活環境の整備に努めます。
- ○「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や緊急性の高い場所のバリアフリー化に努め、バリアフリー、ユニバーサルデザインの基山町を目指します。

(4)交通弱者に対する支援

【現状と課題】

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物場所、交流の場等へのアクセスが容易であることが必要です。また、高齢になると下肢筋力が低下し、外出がしづらいことから閉じこもりがちの生活にもつながり、孤立リスクを高めることになります。

ワークショップでは、コミュニティバスに対する要望が多く寄せられました。特にコミュニティバスの利便性の向上を望む声が多く、高齢になって運転免許証返納後の移動手段に対して不安を抱えている人も少なくありません。また、障がい者を含む交通弱者にとって、移動手段としてのコミュニティバスの役割は重要であり、利便性の向上は課題です。また、買い物弱者への支援を望む声も多くみられ、交通弱者は、買い物弱者にもつながるリスクが、基山町においてみられます。

基山町では、コミュニティバスの運行回数と路線の見直しを適宜行っています。また「ふれあいいきいきサロン」では、割引切符やコミバスポイント等の利用を啓発する出前講座も実施しています。

今後も、路線の見直しに努めるとともに、交通弱者の移動手段の確保を図り、交通弱者に対する買い物支援等、地域の支え合いによる生活安心度の向上を図ります。

【今後の取組】

地域住民

○自分の買い物のついでに、買い物弱者の買い物を代行する等、地域で支え合いの関係を築きます。

福祉事業所等

- ○福祉サービス等利用時の送迎の充実に努めます。
- ○地域住民のサービスの要望を取り上げ、必要なサービスを提供するために、買い物弱者を ターゲットとした、出張販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。

社会福祉協議会

○高齢者世帯等への生活支援(買い物・通院の付き添い等)を実施します。

町·行政

- ○基山町コミュニティバスの運行回数や路線の見直し等を行い、交通弱者の生活交通手段の 確保を図ります。
- ○運転免許証返納者に対して、移動手段等の確保の検討を行います。
- 〇買い物弱者に対して、宅配サービスの提供に関する支援の充実を図るとともに、宅配サービスの情報を整理し、利用方法等の情報提供を行います。

評価指標	現状	目標
買い物等の便利さについて、「満足」または「まあまあ満 足」と回答した町民の割合	44.9% (令和4年)	60.0%
交通等の便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」 と回答した町民の割合	43.6% (令和4年)	60.0%

(5)生活環境の保全

【現状と課題】

地球的な視野で環境保全への取組が求められる一方で、日々の快適な暮らしを確保するため の生活環境の保全も、地域住民にとってはより身近な関心事として、認識されています。

アンケート調査をみると、福祉に関わるボランティア活動等(31 頁)で最も参加経験が高いのは「地域美化活動」で前回調査より 6.3 ポイント増加しました。

ワークショップにおいては、近年増加している空家問題やゴミ出しの問題、犬・猫等のペットに関するマナーが挙げられました。空家に関しては、維持できずに雑草が道路や隣の民家にまで伸びていることや管理不備などによる環境不良、ペットに関しては、悪臭、ふん尿の始末といった、飼い主のモラルが問われる問題が多く挙げられています。地域における生活空間を共有する一員として、空家問題の解消や、ペット飼育のマナー向上を図る必要があります。

また、段差のある歩道や街灯のない暗い夜道の存在等、改善すべき生活環境課題は他にもあります。それぞれの管理者の責任で解決すべき問題でもありますが、地域の中で改善すべき生活環境課題を見つけ、その改善策を地域住民で考え、行動することは、広い意味で地域福祉実践の一つと位置づけることができます。

地域で快適な暮らしを確保するため、地域の美化と適正なゴミ処理に努めるとともに、騒音等の生活公害への対応やペットの飼育マナーの向上等、日常生活における環境保全を推進します。

【今後の取組】

地域住民

- ○隣近所の高齢者等のゴミ出し支援を含め、地域でゴミ出しのルールを定め、地域の美化と 適正なゴミ処理に努めます。
- ○地域への迷惑とならないよう、ルールとマナーを守り、ペットの適正な飼育に努めます。
- ○快適な住環境を実現するため、除草等地域でできることは地域住民が行います。
- ○空家発生の予防や適正な管理に努めます。

福祉事業所等

○地域の生活環境向上のため、美化活動と適正なゴミ処理に努めます。

社会福祉協議会

○高齢者世帯等への生活支援(ゴミ出し、除草等)を実施します。

町·行政

- ○適正なゴミ処理やペットの飼育に関して、町民と地域への啓発を行います。
- ○公園や歩道のアダプトプログラム制度による清掃を支援します。
- ○街灯や歩道の整備等、安全、快適な住環境の整備に努めます。
- ○騒音問題に対して、適切な調査を行い、指導等による改善を行います。
- ○空家に関しては、基山町空家等対策協議会において、倒壊の恐れのある空家への適切な対応を行うとともに、利活用できる空家については、空家の所有者と利用希望者とのマッチングを行います。

基本目標4

福祉サービスを利用しやすいまちづくり

(1)総合的な相談窓口の充実

【現状と課題】

近年、町民を取り巻く生活課題は多様化・複合化しており、従来のような対象者種別による対応では、相談窓口や必要な福祉サービスの情報等も異なり、利用者にとっては利用しにくいものとなっています。

アンケート調査をみると、最適なサービスを安心して利用するために必要な取組(35 頁)として「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」と回答した人が最も多く、前回調査と比較して 2.1 ポイント増加しています。悩みや問題を抱える人々が、どこに相談し、複雑な相談に対してどうすればよいか、きちんと対応してくれる相談窓口の周知が必要です。悩みや不安についての相談先(33 頁)では、「家族・親族」が 7 割以上で最も多く、次いで「知人・友人」4割以上となっています。身近に頼れる人がいる場合は、日々の悩みも安心して話すことができ、一人で抱え込まないで、問題の早期発見と早期解決につなげることができます。しかし、基山町においては核家族世帯や一人親世帯、一人暮らし世帯の増加がみられ、身近に相談できる人がいない場合も想定できるため、町社会福祉協議会や行政による相談窓口の充実が必要となります。

また、民生委員や民生委員協力員、サロン協力員、ボランティア、NPO 団体等のみならず、近隣住民による安否確認、ふれあいいきいきサロンでの交流、井戸端会議等を通じて地域住民が相談に乗り、適切な相談窓口につながる、「身近に相談できるつながれた相談窓口」となるよう、各種相談のネットワーク化を図っています。

身近な相談窓口から行政や町社会福祉協議会の相談窓口につなげ、専門的かつ複合的な利用者ニーズに対応できる支援体制の充実を行います。

【今後の取組】

地域住民

- ○民生委員や民生委員協力員、サロン協力員のみならず、町民一人ひとりが身近な相談窓口 として相談に乗り、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握、地域 における情報の収集等に努めます。
- ○要援護の度合いが高くなったり、事態が重大化したりして手遅れにならないよう、気軽に相 談するようにします。

福祉事業所等

○様々な生活課題を持つ地域住民に対して、専門的な相談窓口の設置を図り、必要な支援を 迅速に提供できるように努めます。

社会福祉協議会

- ○相談員の資質向上に向け、専門的知識の習得に向けた研修会の開催や地域ケア会議、ボランティア団体での助言・提言を行います。
- ○各種研修等に参加し社協職員の資質の向上に取り組みます。
- ○地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。
- 〇行政とともに、総合的な相談窓口の充実を図るとともに、相談者が住んでいる地域にある 社会資源を把握し、専門的な支援が必要なものについては専門的機関へ引き継ぎます。
- ○生活に困窮している方に対して福祉資金貸付や食料等の支援に努めます。

町·行政

- ○子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等の抱える生活課題に対し、専門的かつ複合的なニーズにも対応できるよう知識を深め、関係機関と連携し、必要な支援を受けられるよう迅速な対応に努めます。
- ○誰もが地域で安心して暮らせるように、子ども、女性、高齢者、障がい者等に対する虐待の 予防と早期発見・早期対応、再発防止に努めるとともに、各関係機関と速やかに連携でき る体制を強化します。
- ○様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに、心理的に追い込まれ自殺することを防ぐため、 鳥栖保健福祉事務所や県の相談窓口の情報提供を行います。
- ○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「自殺対策計画」に基づき、 自殺予防対策の推進を図ります。
- ○基山地区地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する様々な相談に応 じ、情報提供体制の充実を図ります。
- ○子育て交流広場における、育児相談助言・情報提供体制の充実や基山町子育て支援ネット ワークコーディネーターによる相談支援体制の強化を図ります。
- ○鳥栖・三養基地域自立支援協議会と連携し、障害福祉に関する相談支援事業や地域の関係 機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。
- ○困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催することで、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

評価指標	現状	目標
保健・福祉の情報提供・相談体制について「満足」または 「まあまあ満足」と回答した町民の割合	22.7% (令和4年)	30.0%

(2)きめ細やかな情報提供の推進

【現状と課題】

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。地域では、行政や社会福祉法人、NPO法人等の様々な主体による福祉サービスが提供されており、これらの福祉サービスに関する情報をきめ細やかに提供することは、地域で支援を必要としている人たちの生活課題を解消し、安心して暮らしていく上で重要です。

アンケート調査をみると、最適なサービスを安心して利用するために必要な取組(35 頁)として、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が55.7%と2番目に多く、前回調査と比較して2.3 ポイント増加しています。介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスは自ら選択する契約制度となっていることから、サービスを必要とする全ての人が、自分に適した質の高いより良いサービスを自らの意思で選択し、利用できるように、福祉に関する情報提供の充実を図る必要があります。

基山町と町社会福祉協議会は、「広報きやま」や「きやま社協だより」等を活用し、情報提供を行ってきました。福祉サービスに関する情報の入手元(34 頁)として、「広報きやま」が 57.7%と最も多くなっており、「町のホームページ」は前回調査より 3.4 ポイント増加しています。

全ての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動などについての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報誌やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供に努めます。

【今後の取組】

地域住民

- ○広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握や制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。
- ○サロン活動や地域行事に参加し、地域の情報を得ることに努めます。

福祉事業所等

- ○事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や町社会福祉 協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- ○地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。

社会福祉協議会

○月ごとの情報誌発行、社協だよりやホームページによる情報提供の充実を図ります。

町·行政

- ○広報誌への掲載や出前講座の開催、ホームページの活用等により、福祉制度やサービス提供の仕組みや事業者の情報等、わかりやすい情報提供に努めます。
- 〇基山町の子育て世帯や高齢者、障がいのある人等を対象とした福祉サービスをまとめたガイドブックや、役場の関係部署や各種専門機関の連絡先をまとめた一覧表を作成し、誰もが相談先やサービス内容を理解し、利用できるように周知の徹底を行います。

評価指標	現状	目標
福祉サービスに関する情報を、「入手できている」と回答 した町民の割合	16.4% (令和4年)	20.0%

(3)適切な福祉サービス利用の促進

【現状と課題】

基山町では行政、社会福祉法人、NPO法人、福祉サービス事業所等の様々な主体によって、福祉サービスが提供されており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。福祉サービスは、誰もが気軽に利用できるものでなければならず、自分に適した質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用するためには、福祉サービスに関する情報が充実し、収集しやすい環境づくりが必要です。

アンケート調査をみると、地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策(38 頁)として「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」と回答した人が 32.8%と多く前回調査と比較しても 4.7 ポイント増加しています。多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かに対応するためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに充分なサービスを確保していくことが必要です。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者等、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人に対しては、民法上の成年後見制度や福祉サービス利用手続きの援助、日常的金銭管理等を行う、日常生活自立支援事業が必要になってくるため、本人やその介護者等に向けて、引き続き事業の普及と啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

今後は、第三者評価の実施と結果の公開をさらに促すとともに、成年後見制度や日常生活自立 支援事業、苦情解決制度の充実を図り、適切なサービス利用の促進に努めます。さらに、地域にお ける社会福祉を目的とする事業の健全な発達に努め、福祉サービスの質の向上を目指します。

【今後の取組】

地域住民

○サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。

福祉事業所等

- ○事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- ○利用契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。
- 〇苦情受付担当者の配置や、第三者委員会の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を 進めます。
- ○施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報 発信を行い、サービスの利用促進を図ります。

社会福祉協議会

○日常生活自立支援事業や成年後見制度への理解が深まり必要な人が必要な支援を受けられるよう、地域住民への啓発・広報活動を行い、事業の利用につなげていきます。

町·行政

- ○多様な課題を抱える子どもや子育て世代、高齢者や障がい者、生活困窮者等に対応するため、必要な人が必要な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスの周知の徹底を図ります。さらに、関係機関と連携し、課題解決に向けた支援体制の充実に努めます。
- ○認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人が、地域で安心して暮らすために、中核機関を設置し、成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、 町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業、法人後見制度に関する事業の周知を図ります。
- ○事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果等、事業者の積極的な情報提供を促していきます。
- 〇基山町の各種計画に基づき、各種福祉サービスの必要量の確保や質の向上を図るために 基盤整備を行います。

評価指標	現状	目標
成年後見制度利用支援事業の利用者数	1人 (令和3年)	4人
日常生活自立支援事業の利用者数	3 人 (令和 4 年)	5人

(4)専門職団体との連携・協働及び強化

【現状と課題】

地域住民を取り巻く生活課題や社会背景は多様化し、個人の努力によって課題を解決することが困難なケースも多くみられます。また、行政や町社会福祉協議会、一つのボランティア団体だけでは解決できない課題も見られます。共通の目標の下に、関係する様々な機関や団体が主体的に参画し、それぞれが課題解決に向けて協働し、取り組むことが求められています。

基山町は、関係機関と連携し、高齢者や子育て世帯等の抱える課題を解決するための情報収集や支援ネットワークの形成を進めていきます。

また、町社会福祉協議会は「協働型地域福祉活動」を基山町内で展開していく上で、地域社会の生活課題に対して、人と人、人と地域社会につながりを作り、地域住民自らが課題を明確化しながら解決に向けた行動がとれるように援助していきます。そのためには、地域住民、地域福祉関連団体、職能団体、基山町と連携しながら、地域における支援体制の構築に努め、その資質の向上に努めていきます。

【今後の取組】

福祉事業所等

○基山町(行政)や各職能団体と連携します。

社会福祉協議会

- 〇基山町(行政)や各職能団体と連携し、相互の情報交換、社会資源の活用による支援の充実 につなげます。また、各会議に参加することにより、他団体とのネットワークを広げます。
- 〇地域福祉情報交換会を通して各団体に共通する課題を「解決すべき課題」として共有し、解 決に向けた連携や支援体制を構築します。

町·行政

- ○地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供を行う民生委員及び民生委員協力 員の活動を推進します。
- ○関係機関と連携し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会や地域包括支援センター等の主催する会議及び協議会に積極的に参加し、地域の現状と課題を把握し、その解決や地域資源のネットワークによる支援体制の充実を図ります。
- ○高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活することができるように、住まい、 医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向 けた取組を進めます。
- 〇子育て支援サービスを行っている団体、機関等の子育て支援関係団体と連携し、子育て支援事業の充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

第5章 地域福祉活動計画

第5章 地域福祉活動計画

1 基山町地域福祉活動計画の基本理念・体系

(1)基山町地域福祉活動計画の基本理念

本町においては、少子高齢化や核家族化が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中で、第2期地域福祉活動計画においては、地域におけるつながりを再構築し、地域の強い絆の中で、住民と行政、専門機関や各種団体などが協働していくことを目指し、「支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり」を基本理念としました。

基山町地域福祉活動計画においては、第2期地域福祉活動計画の方向性はそのままに、「支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり」と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり

(2)基山町地域福祉活動計画の体系

基本 理念	基本目標	基本目標達成のための施策の方向	
	基本目標1 心つながるふれあいの まちづくり	(1)地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発	105頁
		(2)地域における交流・ふれあいの促進	106頁
		(3)地域における支え合いの仕組みづくり	107頁
		(4)心のバリアフリーの促進	108頁
支え合		(1)地域での健康づくり・介護予防の促進	109頁
合い	基本目標2 健やかにいきいきと 暮らせるまちづくり	(2)生きがい活動の促進	109頁
、心ふれあう福祉のまちづくり		(3)ボランティア活動の促進	110頁
	基本目標3 安全・安心なまちづくり	(1)緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり	111頁
		(2)地域における防犯活動の促進	112頁
		(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	112頁
		(4)交通弱者に対する支援	113頁
		(5)生活環境の保全	113頁
	基本目標4 福祉サービスを利用 しやすいまちづくり	(1)総合的な相談窓口の充実	114頁
		(2)きめ細やかな情報提供の推進	115頁
		(3)適切な福祉サービス利用の促進	115頁
		(4)専門職団体との連携・協働及び強化	116頁

2 具体的な取組

基本目標1	心つながるふれあいのまちづくり
-------	-----------------

(1)地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

【活動の方向性】

- 〇地域住民対象に近隣同士の支え合いの重要性や具体的なボランティア活動の方法についての 講座等を開催し、福祉意識の啓発を行います。
- 〇地域での活動や近所付き合いの重要性を考える場として、地域座談会を実施し、福祉意識の 啓発を行います。
- ○様々な事業やサークル、団体活動について情報を提供し、地域福祉に関心を持てるように努めます。
- ○社会福祉協議会の役割や使命などを理解していただくための広報活動の充実を図ります。

活動 項目	内 容	取 組
講座等での啓発	各種講座を開催し、新しいボランティ ア活動の創出、支援とともに福祉意識 の啓発に努めます。	■ 地域住民対象の各種講座を開催 ・ボランティア講座 (入門、スキルアップ、活動支援、研修) ・サロン協力員の研修 ・福祉推進の講演会
	多世代交流サロンで生活課題について 座談会を行い、ニーズ、生活課題の発 見の場を地域で開催することでまちづ くりへの参加を促します。	■ 地域座談会の開催
広報・啓 発活動の 充実	年4回の社協だよりとホームページで 事業の広報、報告を情報伝達の特性に よって活用します。	■社協だよりの活用■ パンフレット、チラシの作成・配布■ ホームページの充実

(2)地域における交流・ふれあいの促進

【活動の方向性】

- ○地域に住む誰もが、気軽に集まり会話ができる場づくりを企画し、サロン協力員、民生委員、 子どもクラブ、ボランティア等と連携、協力者の活動の支援を行います。
- ○地域におけるふれあい活動やサークル等のイベントの広報に努め、地域住民が情報を手に入れ、参加できるように努めます。

、呉仲的な活動計画】 			
活動 項目	内 容	取組	
	サロン協力員の活動支援を行います。 また、情報の交換や共有を進めます。 参加しやすい環境づくりに努めます。	■ふれあいいきいきサロン事業 目標参加者数:11,000 人 <2019(令和元)年:8,000 人> ・参加者増を目指して車両の活用 ・ニーズにあった企画・実施	
	ホームページやチラシ等で内容の周知を 行い、親子や多世代、ボランティアとの 交流の場に努めます。 利用者層に合せた内容を企画し、健康づ くり、趣味活動を目的に外出支援、生き がいづくりに努めます。	■ 多世代交流センター憩の家における 事業 目標利用者数:33,000人 <2019(令和元)年:28,868人> ・あそび場 ・親子リトミック ・サークル活動	
地域での交流・ふれあい活動の支援	社協だよりやホームページにて活動内容を紹介し、参加や活動の活性化を促します。内容の企画、検討を随時行い参加しやすい交流の場に努めます。	■ 福祉交流館における交流事業 ・きやまん農園 ・ふれあい麻雀 ・きやまん広場 ・おもちゃ図書館 ・立ち寄りサロン 目標来館者数:13,000人 <2019(令和元)年:10,275人>	
	ひとり暮らしの高齢者の交流や外出のきっかけづくりの促進となるよう、民生委員に協力していただき呼びかけます。 また、地域で多世代交流が出来る事業を行います。	■ ふれあいバスハイク・ふれあい食事会■ 高齢者と子どものふれあいレクリエーション大会	
	周知や内容を随時工夫し企画、検討します。 誰もが気軽に集まれる機会や場所となる ように努めます。	■ 多世代交流サロン 目標来館者数:1,000人 <2019(令和元)年:598人>	

(3)地域における支え合いの仕組みづくり

【活動の方向性】

- ○民生委員や自治会と連携し、見守りネットワークの構築・支援を行います。
- 〇地域(隣近所や自治会等)安否確認や見守り活動の日常化を促進します。
- ○基山町内の福祉施設等の地域ケア会議に構成員として参加し、情報共有を行います。
- ○福祉推進団体との連携強化と情報共有を図ります。
- ○「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけを行い、地域住民と顔の見える関係づくりに努めます。
- ○高齢者から子どもまで誰もが食事等を通して交流の場を広げ地域との連携に努めます。

具体的な活動計画】		
活動 項目	内 容	取組
見守りネ ットワー クの拡充	民生委員と協力のもと、地域で見守りの 必要な方が孤立しないよう、見守りネッ トワークの構築を推進していきます。	■ 見守りネットワークの構築支援 目標ネット数:160ネット <2019(令和元)年:117ネット>
	近隣の方を中心に、日頃からの声掛け活動などにより安心して暮らせる、ふれあいの輪が広まるよう呼びかけます。	■ 地域における安否確認や見守り活動 の日常化の促進
関係機関との連携	ケア会議や関係機関の会議等に参加し情 報の共有に努めます。	■ 各施設のケア会議に参加し、連携と情報の共有を図る
「できる 範囲理の ないの かけ	地域の課題を共有し、地域の中で生活支 援を行う担い手の養成を図るとともに助 け合いの仕組みづくりを進めます。	 ■ 顔が見える関係づくり ■ 多世代交流サロンにおいて「地域座談会」を定期的に開催して情報・課題の共有化を図る ■ 既に活動している身近な人やグループの体験談を聞く場を設ける ■ 地域における助け合いの仕組みづくり
地域との連携	誰もが参加しやすいよう、情報提供を行います。 地域の方や企業から食材の協力、ボランティアの協力で食事の提供を行います。 困っている方へ支援できるように常備します。	■ 多世代交流センター憩の家・多世代食堂■ フードドライブ、フードバンク

(4)心のバリアフリーの促進

【活動の方向性】

- ○地域で共生できる仕組みづくりの理解と周知を図ります。
- ○福祉教室や各種講座を開催し、参加を促す声かけや広報活動を行うことで、交流の場を促進 します。
- 〇福祉に関する団体等の助成を行うことで、各団体の交流活動を支援し、また事業報告を行う ことで、福祉意識の啓発に努めます。

活動 項目	内 容	取 組
地域での 交流・ふ れあい活 動の推進	学校ボランティアやふれあい事業を通じ て子ども達の福祉意識の啓発に努めま す。	■ 児童・青少年ふれあい事業
福祉教育 の推進	学校において、福祉に関する体験や学習 を支援することで、福祉意識の醸成を行 います。	■ 福祉教室における体験学習、障がい者 やボランティアとの交流学習
啓発活動 の推進	事業内容を分かりやすく伝え、参加しや すい内容の情報提供を行います。	■ 社協だよりの活用による啓発 ■ ボランティア講座
福祉団体への助成	各団体の自主性を尊重し、運営の補助や 活動の支援等を行います。	■ 研修会や交流会などの活動支援

基本目標2

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

(1)地域での健康づくり・介護予防の促進

【活動の方向性】

- ○各地区の「ふれあいいきいきサロン」の活動支援に向けた取組の強化を図ります。
- 〇「ふれあいいきいきサロン」において介護予防講座を開催し、地域住民の健康増進の機会を増 やすとともに、健康意識の啓発に努めます。

【具体的な活動計画】

活動 項目	内 容	取 組
ふれあい いきいき サロン事 業	専門の講師よる介護予防の講座を開催 し、意識の啓発に努めます。	■ 全 17 地区での開催■ ふれあいいきいきサロンにおいて、 ストレッチ等自宅で自分でできる介 護予防講座の開催

(2)生きがい活動の促進

【活動の方向性】

- ○「生きがい」を感じるための活動啓発、活動の周知、各種ボランティア講座の充実に努めます。
- 〇地域住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を 図ります。また、あらゆる世代の地域住民が参加できるように、プログラムの改善を行います。
- 〇若い世代や働き盛りの世代を対象とした、休日のサークル(教室)の実施を支援します。身近な 地域で健康増進及び交流の機会を図れるよう、活動の支援をします。
- 〇高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会 の確保に努めます。

活動 項目	内 容	取組
サークル 活動の推 進	多世代交流センター憩の家や福祉交流 館、ボランティア講座等の事業の情報を 発信し活動の推進を図ります。	■ 高齢者のサークル活動の推進■ 若い世代のサークル活動の企画・実施■ きっかけづくり・人材育成・団塊世代へのアプローチ
シルバー 人材セン ター	佐賀県シルバー人材センター、基山町ミドルシニア相談コーナーを連携し、会員 登録の呼びかけや就労機会の確保を推進 します。	■ 会員を増加させるための啓発の充実 ■ 社協だよりやホームページでの広報 活動

(3)ボランティア活動の促進

【活動の方向性】

- ○地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアセンターで様々なボランティア養成講座の 開催や活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ○ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア個人・団体の活動支援の強化と、参加しやすい環境づくりを行います。
- 〇地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った地域ボランティア育成を行います。
- ○学校におけるボランティア体験学習を支援します。

一条字で	具体的な活動計画】		
活動 項目	内 容	取組	
各種講座 の開催等	社協だよりやホームページでボランティア情報を発信し、各種講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会を提供します。	 ■ 各種ボランティア養成講座 ■ ボランティアリーダー研修 ■ ボランティアアドバイザー研修 ■ 災害ボランティア研修 ■ ボランティアニーズの把握 ■ 支え合いボランティア (てつだう隊サポーター)の養成目標登録団体数:65団体 <2019(令和元)年:27団体>目標登録個人数:200人 <2019(令和元)年:143人> 	
	団体同士の交流や連携の強化に努めます。	■ ボランティア推進協議会への助成	
ボランテ ィア活動 の育成・ 援助	ボランティア活動が安心して行えるよう に支援します。 相談や情報提供に努め活動へとつなげま す。	 ■ ボランティア団体・個人への活動支援 目標登録団体数:65 団体 <2019 (令和元)年:27 団体> 目標登録個人数:200 人 <2019 (令和元)年:143 人> ■ 相談事業 ■ ボランティア情報の提供 	
	企画・実施への助言や協力、継続的なサロ ン運営のための支援を行います。	■ 世話人(ボランティア)の育成 ■ サロン協力員の設置	

基本目標3

安全・安心なまちづくり

(1)緊急・災害時の助け合いの仕組みづくり

【活動の方向性】

- 〇災害時に助け合いのできる仕組みの基盤づくりとしたマニュアルの周知徹底に努め、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- ○自然災害を想定した設置訓練や災害ボランティア講座を開催し、災害時における助け合いの 重要性や災害食づくり、応急手当の方法などを実施し、防災意識の啓発に努めます。

活動 項目	内 容	取 組
災害ボラ ンティア 事業の充	講座を開催し災害時における行動や助け合いの重要性など防災意識の啓発に努めます。 災害時の避難について親子で学べる、メニューの企画、検討、実施を行います。	災害時のマニュアル等の周知自然災害を想定した設置訓練災害ボランティア講座の開催
実	近隣の市町との連携をし、ストックヤー ドの運用をしていきます。	■ 災害時救援物資の配備

(2)地域における防犯活動の促進

【活動の方向性】

○地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進し、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取組を支援します。

【具体的な活動計画】

活動 項目	内 容	取 組
広報啓発 活動の推 進	防犯ののぼり旗を作成し町内の安全安心 なまちづくりに努めます。 サロンで出前講座を行い防犯活動に努め ます。	■ 社協だよりの活用■ サロン活動での消費生活等の出前講座■ のぼり旗作成
相談窓口 の充実	日常の心配ごとをすぐに相談できる窓口 を設置することで、犯罪被害を未然に防 げるよう努めます。	■ 心配ごと相談事業・各種機関との連携

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【活動の方向性】

○ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

活動 項目	内 容	取 組
広報・啓 発活動の 推進	子どもたちに、すべての人が利用しやす く暮らしやすい環境づくりのためのバリ アフリー・ユニバーサルデザインの啓発 を行います。	■ 福祉教室

(4)交通弱者に対する支援

【活動の方向性】

○高齢者世帯等への軽度な生活支援(買い物・通院の付き添い等)を実施します。

【具体的な活動計画】

活動 項目	内 容	取 組
広報・啓 発活動の 推進	社協だよりでの広報や包括支援センター との連携により、事業内容の周知や利用 者増へつなげるように努めます。	■ 支え合いボランティア(てつだう隊サポーター)と地域における助け合いの仕組みづくり■ シルバー人材センターとの連携

(5)生活環境の保全

【活動の方向性】

○高齢者世帯等への軽度な生活支援(ゴミ出し、除草等)を実施します。

活動 項目	内 容	取組
広報・啓 発活動の 推進	社協だよりでの広報や包括支援センター との連携により、事業内容の周知や利用 者増へつなげるように努めます。	■ 支え合いボランティア(てつだう隊サポーター)と地域における助け合いの仕組みづくり■ シルバー人材センターとの連携

基本目標4

福祉サービスを利用しやすいまちづくり

(1)総合的な相談窓口の充実

【活動の方向性】

- 〇相談員の資質向上に向け、専門的知識の習得に向けた研修会の参加や地域ケア会議、ボラン ティア団体での助言・提言を行います。
- ○地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。
- 〇行政とともに、総合的な相談窓口の充実を図るとともに、相談者が住んでいる地域にある社 会資源を把握し、専門的な支援が必要なものについては専門的機関へ引き継ぎます。
- ○生活に困窮している方に対して福祉資金貸付や食料等の支援に努めます。

活動項目	内 容	取組
相談窓口の充実	専門的支援の必要な方は、専門的機関へ 引き継ぎを行います。 多様な相談に対応できるよう、各種研修 会へ参加し、職員の資質向上へ努めます。	■ 各種機関との連携■ 相談員の資質向上■ 社協だよりやホームページでの相談窓口の情報提供
専門員の 育成・派 遣	ボランティアに関する助言・提言が出来 るよう、研修会等へ参加しコーディネー ターの資質向上に努めます。	■ ボランティアコーディネーターの育成
生活困窮 者に対し ての支援	必要な資金の貸付や、緊急的な食料品等 の支援を行います。 生活自立支援センター等と連携し、生活 の立て直しのための継続的な相談支援に 努めます。	■ 佐賀県生活福祉資金■ 基山町社会福祉資金■ フードドライブの活用

(2)きめ細やかな情報提供の推進

【活動の方向性】

○社協だよりや各種講座による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近な相談支援体制の 整備を促進します。

【具体的な活動計画】

活動 項目	内 容	取組
広報・啓 発活動の 推進	事業内容を分かりやすく伝え、参加しや すい内容の情報提供を行います。	■ 社協だよりやホームページの活用■ 各種講座等による情報提供■ 情報提供事業・月間情報誌発行

(3)適切な福祉サービス利用の促進

【活動の方向性】

〇日常生活自立支援事業や成年後見制度への理解が深まり必要な人が必要な支援を受けられるよう、町民への啓発・広報活動を行い、事業の利用につなげていきます。

TACLE OF THE		
活動 項目	内 容	取組
日常生活 自立支援 事業の推 進	福祉サービス利用の手続き援助や金銭 管理を通じて、判断能力に不安を抱く 方が住み慣れた地域で安心して暮らせ るよう支援します。	■ 理解・啓発の推進■ 社協だよりやホームページの活用■ 利用契約、支援の実施
成年後見 事業の推 進	財産管理や入所契約などの法律行為を 本人に代わって行うことで判断能力が 不十分な方が住み慣れた地域で安心し て暮らせるよう支援します。 実施法人として受任拡大のための体制 整備に努めます。	■ 理解・啓発の推進■ 社協だよりやホームページの活用■ 成年後見人等の受任

(4)専門職団体との連携・協働及び強化

【活動の方向性】

- 〇基山町(行政)や各職能団体と連携し、相互の情報交換、社会資源の活用による支援の充実に つなげます。また、各会議に参加することにより、他団体とのネットワークを広げます。
- 〇地域福祉情報交換会を通して各団体に共通する課題を「解決すべき課題」として共有し、解決 に向けた連携や支援体制を構築します。

活動 項目	内 容	取 組
専門職団 体との連 携	様々な関係機関と連携し、把握している 課題などの情報の共有を行い、連携を図 ります。	■ 基山町(行政)や各職能団体との連携

第6章 基山町再犯防止推進計画

第6章 基山町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には 49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後 直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に 社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問 題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安 全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公 共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこ と、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないこと が定められました。

これらを踏まえ、本町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 計画の位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画と して策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

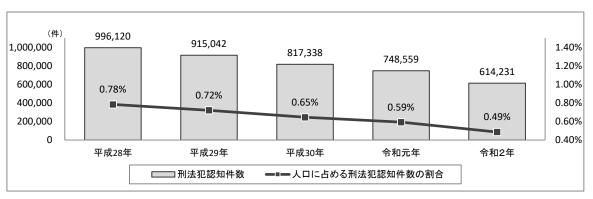
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

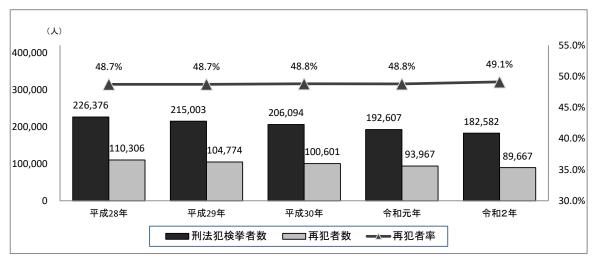
5 犯罪情勢等について

(1)全国の刑法犯認知件数の推移



資料:警察白書

(2)全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:警察白書

- ※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。
- ※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティー機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取組の方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な 支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1)国の取組

国においては、矯正施設(刑務所、少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

【国の具体的な取組】

- ○特性に応じた指導及び支援等
- ○就労の支援
- ○非行少年等に対する支援
- ○就業の機会の確保等
- ○住居の確保等
- ○更生保護施設に対する援助
- ○保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ○関係機関における体制の整備等
- ○再犯防止関係施設の整備
- ○情報の共有、検証、調査研究の推進等
- ○社会内における適切な指導及び支援
- ○国民の理解の増進及び表彰
- ○民間の団体等に対する援助

(2)町として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものと します。

【町の具体的な取組】

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。 また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を周知し、生活の基礎となる住居の確保を促 します。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、 それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする 全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他 地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力に努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る 基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関 係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、全ての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取組が不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉の様々な担い手が特徴や能力を 活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

(1)住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域の様々な問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

(2)福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取組を進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実 や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められ ます。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする様々な事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種 団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、基山町社会福祉協議会を基山町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取組を推進していきます。

(4)行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策 を推進していきます。

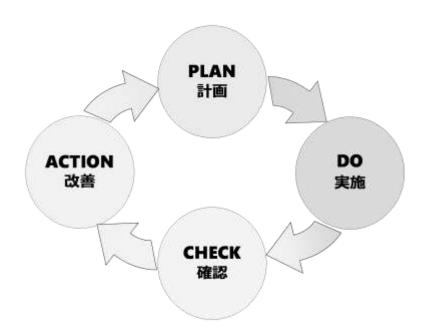
2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「基山町地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会」の委員を中心 に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、 行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部 署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報誌や基山町ホームページ等、様々な媒体を活用して、住民が施策や取組内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



O「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1 基山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年3月31日告示第21号 改正 平成31年3月1日告示第4号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく基山町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、基山町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。
 - (1) 計画の策定及びその変更に関すること。
 - (2) 計画の調査研究に関すること。
 - (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 保健·医療·福祉関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 各種団体代表者
 - (5) 行政関係者
- 3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合にお ける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する

2 社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条の規定に基づく社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、社会福祉法人基山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。
 - (1) 活動計画の策定及びその変更に関すること。
 - (2) 活動計画の調査研究に関すること。
 - (3) その他地域福祉活動の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。
 - (1) 保健·医療·福祉関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 各種団体代表者
 - (5) 行政関係者
- 3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉法人基山町社会福祉協議会において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

3 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会員名簿

区分	選出団体	役 職	委員氏名
	志賀眼科医院	医院長	志賀 宗祐
保健・医療	社会福祉法人 寿楽園	養護老人ホーム 施設長	山 内 均
福祉関係者	特定非営利活動法人 風のつばさ	理事長	福 田 崇
	児童養護施設 洗心和合会	洗心寮 施設長	調淨信
教育関係者	基山町立基山中学校	校長	髙 木 健
	基山町区長会	会長	◎ 尾石 清孝
	基山町民生委員児童委員協議会	副会長	平野のかすみ
各種団体 代表者	基山町ボランティア推進協議会	会長	〇 上杉 勝美
	基山町プラチナ協議会	第5区代表	平 野 洋
	基山町商工会	事務局長	堤 浩
行政関係者	鳥栖保健福祉事務所	所長	松永 康明

◎:会長 ○:副会長

4 基山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

期 日	内 容
令和 4 年9月 27日~ 10 月 12 日	基山町地域福祉計画町民意識調査の実施
令和4年10月3日	第1回 基山町地域福祉計画·基山町地域福祉活動計画策定委員会
令和 4 年 10 月 30 日	第1回基山町地域福祉計画等策定町民ワークショップの開催
令和4年11月6日	 第2回基山町地域福祉計画等策定町民ワークショップの開催
令和 4 年 12 月 14 日	第2回基山町地域福祉計画·基山町地域福祉活動計画策定委員会
令和 5 年 2 月 21 日	 第3回地域福祉計画・基山町地域福祉活動計画策定委員会
令和 4 年 3 月 3 日~ 3 月 17 日	パブリックコメント(住民からの意見公募)の実施
令和 5 年 3 月 22 日	第4回基山町地域福祉計画·基山町地域福祉活動計画策定委員会